

令和 7 年度(2025 年度)

副作用拠出金 申告・納付の手引

申告・納付期限は、**令和 7 年 7 月 31 日**です。

令和 7 年度よりインターネットを利用した電子申告が可能となりました。詳細は以下 QR コードよりご覧ください。



独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)

当機構は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成 14 年 12 月 20 日法律第 192 号)に基づき、医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図ること等を目的として平成 16 年 4 月 1 日に設立され、医薬品等の副作用による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付等を行うこととされています。

これらの給付に必要な費用に充てるため、同法第 19 条の規定により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 12 条の規定による許可医薬品又は同法第 23 条の 20 の規定による許可再生医療等製品の製造販売業の許可を受けておられる方から、毎年度、副作用拠出金を申告・納付していただくこととされております。

本年度も、法定の期限内に、適正な「申告」と「納付」をお願いいたします。

この手引は、許可医薬品製造販売業者等の皆様が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づいて、副作用抛出国金を算定し、申告・納付する際の具体的な計算・記入方法等について記載したものです。

この手引の記載事項を十分ご理解のうえ、申告書を作成いただき、法定の期限内（令和 7 年 7 月 31 日まで）に適正な「申告」と「納付」をお願いいたします。

申告の際の提出書類

チェック	提出書類	注意事項
☐	副作用抛出国金申告書	必ずご提出いただく書類です。
☐	振替払込請求書兼受領証の写し (納付書の右端)	必ずご提出いただく書類です。 A4 サイズの用紙でコピーしたものをご提出ください。振込明細書でも構いません。
☐	副作用抛出国金算定基礎取引額算出内訳書	必ずご提出いただく書類です。 出荷実績や承認品目がない場合も、その旨を記載していただき、ご提出ください。
☐	前年度(令和 6 年度)の医薬品価格表又は再生医療等製品価格表 (仕切価格表)	必要に応じてご提出いただく書類です。 <u>医薬品の薬価基準、再生医療等製品の基準価格以外の単価の品目を出荷されている場合に必ずご提出ください。</u> なお、ご提出いただく価格表は、消費税抜きの価格か、税込みの価格かを必ず明記してください。
☐	【輸出分を控除する場合】 輸出の事実、数量を証する書類 (インボイス等)の写し	必要に応じてご提出いただく書類です。 当該品目の製造販売業者から直接輸出されたものについて控除する場合に控除内容を証明する書類としてご提出ください。
☐	【付加抛出国金を納付する場合】 付加抛出国額の算定過程を示す書類	必要に応じてご提出いただく書類です。 前年度支給決定分の <u>現価相当額の通知</u> を受けた場合にその <u>通知の写し</u> をご提出ください。

目 次

I	独立行政法人医薬品医療機器総合機構について	1
II	副作用払出金の申告・納付について	1
1	副作用一般払出金について	1
2	副作用付加払出金について	3
3	副作用払出金申告書の作成手順について	4
4	副作用払出金の納付について	4
5	副作用払出金申告書類の提出について	5
6	書類の保存について	6
7	申告後の修正について	6
8	納入告知、延滞金、滞納処分、資料の提出などについて	6
9	税法上の取扱い	7
10	そ の 他	7
11	問い合わせ先	7
12	別表 除外医薬品一覧表	8
III	作成要項と記載例	20
1	副作用払出金申告書作成要項	20
2	副作用払出金申告書の記載例	22
2-1	副作用付加払出金がない場合	22
2-2	副作用付加払出金がある場合	23
2-3	副作用払出金納付義務適用除外者の場合	24
3	副作用払出金算定基礎取引額算出内訳書作成要項	25
4	副作用払出金算定基礎取引額算出内訳書の記載例	36

I 独立行政法人医薬品医療機器総合機構について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」といいます。)は、平成 13 年に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を受けて、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターと医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(以下「法」といいます。)に基づいて平成 16 年 4 月 1 日に設立され、業務を開始しました。

当機構は、医薬品等の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り(健康被害救済)、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し(承認審査)、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う(安全対策)ことを通じて、国民保健の向上に貢献することを目的としています。

II 副作用拠出金の申告・納付について

医薬品等は、人の健康の保持増進に欠かせないものですが、その使用に当たって万全の注意を払ってもなお副作用の発生を防止できない場合があります。

機構は、医薬品等の副作用による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付を行うことを、主たる業務の一つとしております。これらの給付業務に必要な費用に充てるため、法第 19 条第 1 項の規定により、許可医薬品(法第 4 条第 6 項参照)の製造販売業の許可を受けておられる業者又は許可再生医療等製品(法第 4 条第 9 項参照)の製造販売業の許可を受けておられる業者から、毎年度、副作用拠出金を申告・納付していただくことになっております。

1 副作用一般拠出金について

法第 19 条第 2 項に規定する拠出金(以下「副作用一般拠出金」といいます。)の納付義務者及び算定方法は次のとおりです。

(1) 納付義務者

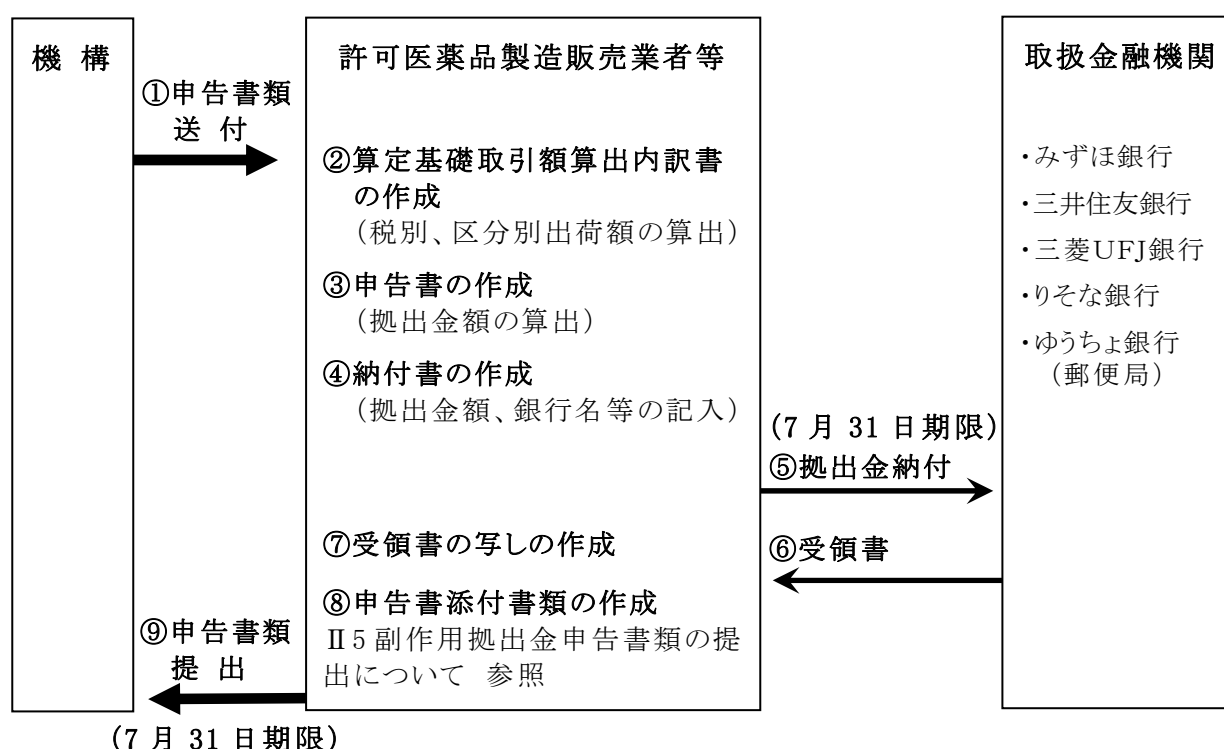
令和7年 4 月 1 日現在において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。)第 12 条第 1 項の規定による許可医薬品の製造販売業の許可を受けている業者(以下「許可医薬品製造販売業者」といいます。)又は同法第 23 条の 20 第 1 項の規定による許可再生医療等製品の製造販売業の許可を受けている業者(副作用救済給付に係る許可再生医療等製品以外の許可再生医療等製品のための製造販売をしている者を除く。以下「副作用拠出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者」といいます。)は、副作用一般拠出金を申告・納付する義務を負います。

したがって、令和7年 4 月 1 日現在において許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の製造販売業の許可を受けている方は、出荷した許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品がなかった場合や、休止届を提出している場合も、副作用拠出金の納付義務者となります。

ただし、Ⅱ12 別表 除外医薬品一覧表に掲げる除外医薬品（一部の抗がん剤、体外診断用医薬品、動物専用医薬品、人の身体に直接使用されない害虫駆除剤・殺菌消毒剤、酸素等）のみの製造販売業者は、この制度の適用除外となりますので、副作用払出金を納付する必要はありません。

副作用払出金申告書の「①納付義務者」欄を記入のうえ、副作用払出金納付義務適用除外者を朱書して枠で囲み、別表に掲げる除外医薬品の該当番号（例：アカラブルチニブはⅡ-1、害虫駆除剤はⅡ-1、アラビアゴムはⅡ-5-1）を記入してください。（24 ページの記載例を参照）

【副作用払出金申告・納付の流れ】



(2) 副作用一般払出金の算定方法

副作用一般払出金の額は、許可医薬品製造販売業者又は副作用払出金に係る許可再生医療等製品製造販売業者（以下「許可医薬品製造販売業者等」といいます。）が製造販売した許可医薬品又は許可再生医療等製品の前年度における総出荷数量を基礎として算出された算定基礎取引額に副作用払出金率を乗ずることによって算定します。

複数の種類の製造販売業の許可（第一種・第二種医薬品製造販売業、再生医療等製品製造販売業及び薬局製造販売医薬品製造販売業）や事務所を有する場合も、主たる事務所で一括して算定し、申告・納付します。

第一種・第二種医薬品製造販売業、再生医療等製品製造販売業だけでなく、薬局製造販売医薬品製造販売業の許可も受けている場合は、原則として第一種・第二種医薬品製造販売業

売業、再生医療等製品製造販売業の事務所にのみ申告書類を送付しておりますので、薬局分(薬局製剤)も含めて申告・納付してください。

万一、お手元に薬局の申告書類(薬局製造販売医薬品製造販売業者用の申告書類一式)が届いた場合は、お手数ですが登録内容を更新いたしますので、機構までご連絡いただきますようお願いいたします。

【算定方法】

副作用抛出金算定基礎取引額

〔許可医薬品等の区分別〕

副作用一般抛出金 = 品目ごとの出荷数量 × 単価 × 係数^{※1} × 副作用抛出金率^{※2}

※1 「係数」は下表「許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の区分表」の許可医薬品等の区分に応じた係数の数字

※2「副作用抛出金率」は 0.27/1000

許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の区分表

許可医薬品等の区分 ^{※1}	医療用医薬品			一般用医薬品・要指導医薬品	再生医療等製品	
	新薬	注射剤 坐剤 吸入剤	内用剤 トローチ剤 その他		新再生医療等製品等	左記以外の再生医療等製品
区分番号	1	2	3	4	5	6
係数	2.0	1.0	0.6	0.1	2.0	1.0

詳細は [Ⅲ3\(3\) 許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の区分](#) を参照

2 副作用付加抛出金について

法第 19 条第 7 項に規定する抛出金(以下「副作用付加抛出金」といいます。)の納付義務者及び算定方法は、次のとおりです。

(1) 納付義務者

機構が、前年度(令和 6 年度)において支給の決定をした副作用救済給付の原因となった許可医薬品又は許可再生医療等製品(以下「原因許可医薬品等」といいます。)の製造販売業者は、副作用付加抛出金の申告及び納付の義務を負います。

納付義務者に対しては、年度当初に別途、副作用救済給付の「現価に相当する額」を通知します。副作用付加抛出金は、この通知額を基に次のとおり算定します。

(2) 副作用付加抛出金の算定方法

副作用付加抛出金 = 「現価に相当する額」 × 1/4

ただし、算定された額が、許可医薬品製造販売業者等の「令和 6 年度の許可医薬品等の出荷額を合計した額に百分の一を乗じて得た額」を超えるときは、当該、「令和 6 年度の許可医薬品等の出荷額を合計した額に百分の一を乗じて得た額」を副作用付加拠出金とします。

3 副作用拠出金申告書の作成手順について

(1) 副作用拠出金算定基礎取引額算出内訳書の作成

副作用拠出金申告書の作成に当たっては、まず、副作用拠出金算定基礎取引額算出内訳書(以下「算出内訳書」といいます。)を作成します。

算出内訳書は、出荷実績がない場合や、承認品目を持たない場合も、その旨を記載のうえご提出ください。

令和 7 年度副作用拠出金については、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に出荷した許可医薬品又は許可再生医療等製品が申告の対象となります。

申告する品目は、自社の承認(製造販売)品目のみであり、受託製造や仕入販売のみを行っている品目は、申告の対象外です。

薬局製造販売医薬品製造販売業の許可も受けている方は、薬局製剤も申告の対象となります。

なおⅡ 12 別表 除外医薬品一覧表に掲げる除外医薬品(一部の抗がん剤、体外診断用医薬品、動物専用医薬品、人の身体に直接使用されない害虫駆除剤・殺菌消毒剤、酸素等)は、医薬品等副作用被害救済制度の対象外のため、この算出内訳書に記載する必要はありません。

(2) 副作用拠出金申告書の作成

算出内訳書作成後、副作用拠出金申告書を作成します。

4 副作用拠出金の納付について

(1) 副作用拠出金納付書の作成

- ① 納付額： 申告書により算定した「(ソ)」欄の副作用拠出金額(100 円未満を切り捨てた額)が納付額になりますので、副作用拠出金納付書の金額の欄に転記してください。

なお、副作用拠出金納付書の金額の欄を書き誤った場合には訂正して使用することが出来ませんので、機構に新しい用紙を請求してください。

- ② 振込先： 副作用拠出金の納付先として指定された銀行名、支店名、口座番号を正確に記入してください。

感染拠出金又は安全対策等拠出金ごとに指定銀行の口座番号がありますので、他の種別の口座番号へ振り込まないでください。

口座名：独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 副作用救済勘定
トクリツギョウセイホウジン イヤクヒンリョウキキソウゴウキコウ フクサヨウキョウサイカンジョウクチ

銀行名	支店名	種類	口座番号
みずほ	新橋	普通	1702208
三菱 UFJ	東京公務部	普通	1179131
三井住友	東京公務部	普通	152503
りそな	東京営業部	普通	3676449
ゆうちょ (郵便局)			00110-0-880317

(2) 納付の方法及び納付期限

機構から送付する納付書により、機構が指定する金融機関を通じて副作用拠出金を納付する場合、機構が振込手数料を負担します。

機構が指定する金融機関の本支店または郵便局からの払込みであっても、機構から送付する納付書を使用されない場合には手数料が自己負担となりますのでご注意ください。

なお、ゆうちょ銀行・郵便局からの払込みの場合、この納付書をご使用された場合でも、支払方法により、払込人負担でゆうちょ銀行指定の加算料金がかかる場合があります。

納付及び申告書類提出期限は令和 7 年 7 月 31 日です。

(機構法施行令第 18 条)

なお、納付期限の特例として、機構は、納付期限以前に震災、風水害、火災その他これらに類する災害又はこれらに準ずる予測できない事故等により、副作用拠出金の納付が困難と認めたときは、許可医薬品製造販売業者等の申請に基づいて副作用拠出金の延納を認めておりますが、経営状況の悪化等を理由とする場合には認められません。

5 副作用拠出金申告書類の提出について

次の書類を令和 7 年 7 月 31 日までに郵送にて機構に提出してください。

※ 月別出荷数量等の詳細な算出過程の資料は、添付する必要はありません。

① 副作用拠出金申告書

② 副作用拠出金算定基礎取引額算出内訳書

※ 出荷実績や承認品目がない場合も、その旨を記載のうえご提出ください。

③ 振替払込請求書兼受領証の写し(納付書の右端)又は振込明細書等、機構の口座に払い込んだことを証する書類

※ A4 サイズの用紙でコピーしたもの。

④ 前年度の医薬品価格表又は再生医療等製品価格表(仕切価格表)

※ 消費税抜きの価格か、税込みの価格かを必ず明記いただき、消費税込みの場合は消費税 10%の価格表であることを確認してください。

⑤ 輸出された許可医薬品又は許可再生医療等製品を控除する場合には、輸出の事実及びその数量を証する書類(輸出証明書、インボイス等)の写し

※ 当該品目の製造販売業者から直接輸出されたものに限りです。

⑥ 副作用救済給付「現価に相当する額」の通知の写し(該当者のみ)

※ 原本ではなく写しを添付してください。

6 書類の保存について

許可医薬品製造販売業者等は、機構に対して副作用抛出金申告書及び添付書類を提出した後、次の資料を 5 年間保存しておかなければなりません。【独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成 16 年厚生労働省令第 51 号)第 42 条】

- ① 副作用抛出金申告書(提出したものの写し)
- ② 副作用抛出金算定基礎取引額算出内訳書(提出したものの写し)
- ③ 振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)原本
- ④ 医薬品価格表又は再生医療等製品価格表(仕切価格表)
- ⑤ 輸出の事実及びその数量を証する書類(輸出証明書・インボイス等)
- ⑥ 許可医薬品又は許可再生医療等製品の品目ごとの出荷数量を証する仕切書
- ⑦ 生産(輸入)実績記録表、その他出荷数量及び単価の裏付け書類
- ⑧ 副作用付加抛出金の額の算定過程を示す書類(現価相当額を通知された業者)

7 申告後の修正について

申告後、副作用抛出金申告書の記載内容に誤りが判明した場合には、至急機構にご連絡ください。

副作用抛出金算定基礎取引額及び副作用抛出金額に誤りがあった場合には、修正申告の手続きが必要となりますので、速やかに機構へ連絡してください。

なお、修正後、納付すべき副作用抛出金額に不足が生じたときは、速やかにその不足分を納付し、修正後の書類を提出してください。

8 納入告知、延滞金、滞納処分、資料の提出などについて

副作用抛出金の申告・納付に当たっては、法令により次のことが定められておりますので、ご留意願います。

- (1) 納付期限までに、申告書の提出がなかった場合には、機構が副作用抛出金の額を決定し、納付義務者に「納入告知書」を通知します。この場合には、通知を受けた日から 15 日以内にその額を納付しなければなりません。【独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(平成 16 年政令第 83 号)第 18 条第 3 項及び第 4 項】
- (2) 納付義務者が納付期限までに副作用抛出金を納めなかった場合には、機構は納付義務者に対し、督促状を発するとともに、延滞金を徴収します。【法第 25 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項】
- (3) 督促を受けた納付義務者が、指定期限までにその督促に係る副作用抛出金及び延滞金を納付しない場合には、機構は国税の滞納処分の例により滞納処分が出来ることになっています。【法第 25 条第 3 項】

- (4) 機構は副作用抛出金徴収業務に関して必要があるときは、納付義務者に対し、資料の提出を求めますが、これに従わなかった場合や虚偽の資料を提出した場合には、30 万円以下の罰金に処せられます。【法第 23 条、第 43 条】

9 税法上の取扱い

医薬品、医療機器等の製造販売業者が納付する抛出金は、当該抛出金に係る申告書を提出した日（納入告知書により決定される抛出金については、納入告知書の送付を受けた日）の属する事業年度又は年の損金額又は必要経費に算入することができます。（疑義照会に関する国税庁課税部審理室長の回答）

10 その他

- (1) 副作用抛出金申告書の提出後に、主たる事務所の所在地、法人の名称、代表者の氏名、電話番号の変更があった場合には、速やかに機構へ連絡してください。
- (2) 提出された書類に不備がある場合、その他必要に応じて機構から電話、メール、文書にて書類の提出を求めたり照会したりすることがあります。

11 問い合わせ先

副作用抛出金の申告・納付等に関して不明な点などがありましたら、下記までご遠慮なくお問い合わせください。

なお、「間違い電話」、「間違い FAX」が多発しております。お問い合わせの際は「0」発信の有無を含め電話番号、FAX 番号をよくお確かめください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)

健康被害救済部 抛出金課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

電話(直通): 03-3506-9412 / FAX: 03-3506-9439

e-mail: kyoshutsukinka@pmda.go.jp

ホームページ <https://www.pmda.go.jp/>

12 別表 除外医薬品一覧表

I 医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品

(平成十六年四月一日厚生労働省告示第百八十五号)
最終改正令和七年三月二十七日厚生労働省告示 第七十五号

一	アカラブルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
二	アクチノマイシン C 及びその製剤
三	アクチノマイシン D 及びその製剤
四	アクラルピシン、その塩類及びそれらの製剤
五	アシミニブ、その塩類及びそれらの製剤
六	L-アスパラギンアミドヒドロラーゼ(別名 L-アスパラギナーゼ)及びその製剤
七	(+)-(七 S・九 S)-九-アセチル-九-アミノ-七-[(二-デオキシ-ベーター D-エリスローペントピラノシル)オキシ]-七・八・九・一〇-テトラヒドロ-六・一一-ジヒドロキシ-五・一二-ナフタセンジオン(別名 アムルピシン)、その塩類及びそれらの製剤
八	六-アセチル-八-シクロペンチル-五-メチル-二-[[五-(ピペラジニ-ール)ピリジン-ニ-イル]アミノ]ピリド[二・三-d]ピリミジン-七(八 H)-オン(別名 パルボシクリブ)及びその製剤
九	アテゾリズマブ及びその製剤
十	アフリバルセプト ベータ及びその製剤
十一	アベルマブ及びその製剤
十二	四-アミノ-アラビノフラノシル-二-オキソ-二-ジヒドロピリミジン(別名 シタラビン)及びその製剤
十三	N-{四-[二-(二-アミノ-四-オキソ-四・七-ジヒドロ- H-ピロロ[二・三-d]ピリミジン-五-イル)エチル]ベンゾイル}-L-グルタミン酸(別名 ペトレキセド)、その塩類及びそれらの製剤
十四	五-アミノ-七-ヒドロキシ-トリアゾロピリミジン(別名 ハ-アザグアニン)及びその製剤
十五	(二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR・一一S・一二R・一三aR・一三bS・一五S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九aS)-二-[(二S)-三-アミノ-二-ヒドロキシプロピル]-三-メトキシ-二六-メチル-二〇・二七-ジメチリデンヘキサコサヒドロ-一一・一五・一八・二一・二四・二八-トリエボキシ-七・九-エタノ-一二・一五-メタノ-九H・一五H-フロ[三・二-i]フロ[二'・三':五・六]ピラノ[四・三-b][一・四]ジオキサシクロペンタコシン-五(四H)-オン(別名 エリブリン)、その塩類及びそれらの製剤
十六	N-{三-[五-(二-アミノピリミジン-四-イル)-二-(一-ジメチルエチル)-一・三-チアゾール-四-イル]-二-フルオロフェニル}-二・六-ジフルオロベンゼンスルホンアミド(別名 ダブラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤
十七	一-[(三R)-三-[四-アミノ-三-(四-フェノキシフェニル)-一H-ピラゾロ[三・四-d]ピリミジン-ール]ピペリジン-ール]プロパー二-エン-オン(別名 イブルチニブ)及びその製剤
十八	六-アミノ-九-[(三R)-一-(ブターニ-イノイル)ピロリジン-三-イル]-七-(四-フェノキシフェニル)-七・九-ジヒドロ-八H-プリン-八-オン(別名 チラブルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
十九	(一〇R)-七-アミノ-二-フルオロ-二・一〇-六-トリメチル-一五-オキソ-一〇・一五・一六・一七-テトラヒドロ-二H-四・八-メテノピラゾロ[四・三-h][二・五・一一]-ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン-三-カルボニトリル(別名 ロルラチニブ)及びその製剤
二十	N-(二-アミノ-四-フルオロフェニル)-四-{[(二E)-三-(ピリジン-三-イル)プロパー二-エンアミド]メチル}ベンズアミド(別名 ツシジノスタット)及びその製剤
二十一	四-アミノ-ベーター D-アラビノフラノシル-二(一 H)-ピリミジノン 五'-(ナトリウム オクタデシル ホスファート)(別名 シタラビン オクホスファート)及びその製剤
二十二	二-アミノ-九-ベーター D-アラビノフラノシル-六-メトキシ-九 H-プリン(別名 ネララビン)及びその製剤
二十三	四-アミノ-ベーター D-リボフラノシル-一・三・五-トリアジン-二(一 H)-オン(別名 アザシチジン)及びその製剤
二十四	一-(四-アミノ-二-メチル-五-ピリジニル)メチル-三-(ベータクロロエチル)-三-ニトロソ尿素(別名 ニムスチン)、その塩類及びそれらの製剤

二十五	四－アミノ－一〇－メチル葉酸(別名メトトレキサート)及びその製剤(ただし、二・〇mg錠剤、二・〇mgカプセル製剤及び注射剤であって次に掲げる疾病に用いられるものを除く。) イ 関節リウマチ ロ 局所療法で効果不十分な尋常性乾癬^{せん} ハ 乾癬^{せん}性関節炎、膿^{のう}疱^{ほう}性乾癬^{せん}及び乾癬^{せん}性紅皮症 ニ 関節症状を伴う若年性特発性関節炎
二十六	アミバンタマブ及びその製剤
二十七	アレムツズマブ及びその製剤
二十八	二・二'－アンヒドロ－一－ベータ-D－アラビノフラノシルシトシン(別名アンシタピン)、その塩類及びそれらの製剤
二十九	イサツキシマブ及びその製剤
三十	N－イソプロピル－四－(二－メチルヒドラジノメチル)－ベンズアミド(別名プロカルバジン)、その塩類及びそれらの製剤
三十一	イダルビシン、その塩類及びそれらの製剤
三十二	イノツズマブ オゾガマイシン及びその製剤
三十三	イビリムマブ及びその製剤
三十四	イブリツモマブ チウキセタン及びその製剤
三十五	イボシデニブ及びその製剤
三十六	三－[二－(イミダゾ[一・二-b]ピリダジン－三－イル)エチニル]－四－メチル－N－{四－[(四－メチルピペラジン－一－イル)メチル]－三－(トリフルオロメチル)フェニル}ベンズアミド(別名ボナチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
三十七	イミノジプロビルジメタンスルホネート(別名インプロスルファン)、その塩類及びそれらの製剤
三十八	インターフェロン－アルファ及びその製剤(ただし、注射剤であって慢性 B 型肝炎、慢性 C 型肝炎又は慢性 C 型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。)
三十九	インターフェロン－ガンマ及びその製剤
四十	インターフェロン－ベータ及びその製剤(ただし、注射剤であって慢性 B 型肝炎、慢性 C 型肝炎又は慢性 C 型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。)
四十一	一・三・五(一〇)－エストラトリエン－三・一七－ベータジオール＝三－[ビス(二－クロロエチル)－カルバメート]＝一七－リン酸エステル(別名リン酸エストラムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
四十二	N－(三－エチニルフェニル)－六・七－ビス(二－メトキシエトキシ)キナゾリン－四－アミン(別名エルロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
四十三	(一 S・四 S・一〇 S・一六 E・二 R)－七－[(二 Z)－エチリデン]－四・二－ビス(一－メチルエチル)－二－オキサ－一・二・一三－ジチア－五・八・二〇・二三－テトラアザビシクロ[八・七・六]トリコス－一六－エン－三・六・九・一九・二二－ペンタオン(別名ロミデプシン)及びその製剤
四十四	(一)－(五 R・五 aR・八 aR・九 S)－九－[[四・六－O－(R)－エチリデン－ベータ-D－グルコピラノシル]オキシ]－五・八・八 a・九－テトラヒドロ－五－(四－ヒドロキシ－三・五－ジメトキシフェニル)フロ[三'・四' :六・七]ナフト[二・三-d]－一・三－ジオキソール－六(五 aH)－オン(別名エトボシド)及びその製剤
四十五	九－エチル－六・六－ジメチル－八－[四－(モルホリン－四－イル)ピペリジン－一－イル]－一－オキソ－六・一－ジヒドロ－五H－ベンゾ[b]カルバゾール－三－カルボニトリル(別名アレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
四十六	N－{五－[(四－エチルピペラジン－一－イル)メチル]ピリジン－二－イル}－五－フルオロ－四－[四－フルオロ－二－メチル－一－(一－メチルエチル)－一H－ベンズイミダゾール－六－イル]ピリミジン－二－アミン(別名アバマシクリブ)及びその製剤
四十七	六－エチル－三－{三－メトキシ－四－[四－(四－メチルピペラジン－一－イル)ピペリジン－一－イル]アニリノ}－五－[(オキサ－四－イル)アミノ]ピラジン－二－カルボキサミド(別名ギルテリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
四十八	一・一'－エチレンジ－四－イソプトキシカルボニルオキシメチル－三・五－ジオキソピペラジン(別名ソブゾキサ ^ン)及びその製剤
四十九	エピルビシン、その塩類及びそれらの製剤
五十	エプコリタマブ及びその製剤

五十一	エルダフィチニブ及びその製剤
五十二	エルラナタマブ(遺伝子組換え)及びその製剤
五十三	エロツズマブ及びその製剤
五十四	塩化ラジウム(223Ra)及びその製剤
五十五	エンホルツマブ ベドチン及びその製剤
五十六	ー(五-オキソ- β -プロリル- γ -ヒスチジル- ϵ -トリプトフィル- ϵ -セリル- ϵ -チロシル-O-第三ブチル-D-セリル- ϵ -ロイシル- ϵ -アルギニル- ϵ -プロリル)セミカルバジド(別名ゴセレリン)、その塩類及びそれらの製剤
五十七	五-オキソ- β -プロリル- γ -ヒスチジル- ϵ -トリプトフィル- ϵ -セリル- ϵ -チロシル-D-ロイシル- ϵ -ロイシル- ϵ -アルギニル-N-エチル- ϵ -プロリンアミド(別名リュ-プロレリン)、その塩類及びそれらの製剤
五十八	オビヌツズマブ及びその製剤
五十九	オフアツムマブ及びその製剤
六十	カピバセルチブ及びその製剤
六十一	カルチノフィリン及びその製剤
六十二	(+)-(2S,3S)-1- α -カルボキシ-2- α -[N-(S)-1- α -2-ジカルボキシエチル]カルバモイルメチル-3-エチル-3,7,11,15-テトラメチル-8-ビニルクロリン-2-プロパン酸(別名タラポルフィン)、その塩類及びそれらの製剤
六十三	乾燥 BCG(膀胱 ^{ぼうこう} 内用)及びその製剤
六十四	グマロンチニブ及びその製剤
六十五	クリサントスパーゼ及びその製剤
六十六	クロモマイシン A ₃ 及びその製剤
六十七	($\pm$)-3-((2-クロロエチル)-2-[(2-クロロエチル)アミノ]-4-ヒドロキシ-2H-1,3,2-オキサザホスホリン-2-オキシド(別名イホスファミド)及びその製剤
六十八	N-((2S)-1-[[3-((3-クロロ-4-シアノフェニル)-1-ヒドロキシ-1-イル)プロパン-2-イル]-5-[(1R)-1-ヒドロキシエチル]-1-ヒドロキシ-3-カルボキサミド(別名ダロルタミド)及びその製剤
六十九	4-((3-クロロ-4-((シクロプロピルカルバモイル)アミノ)フェノキシ)-7-メトキシキノリン-6-カルボキサミド(別名レンパチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
七十	2-クロロ-2'-デオキシアデノシン(別名クラドリビン)及びその製剤
七十一	2-クロロ-9-((2-デオキシ-2-フルオロ- β -D-アラビノフラノシル)-9H-プリン-6-アミン(別名クロファラビン)及びその製剤
七十二	4-((4-[[3-((4-クロロ-3-トリフルオロメチルフェニル)ウレイド)フェノキシ]-N ² -メチルピリジニ-2-カルボキサミド(別名ソラフェニブ)、その塩類及びそれらの製剤
七十三	4-[[4-(([[4-クロロ-3-((トリフルオロメチル)フェニル)カルバモイル]アミノ)-3-フルオロフェノキシ]-N-メチルピリジニ-2-カルボキサミド(別名レゴラフェニブ)及びその製剤
七十四	4-((4-[[2-((4-クロロフェニル)-4,4-ジメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)メチル]ピペラジニ-1-イル)-N-[[3-((4-オキサ-4-イル)メチル)アミノ]フェニル]スルホニル)-2-[[1- α -ピロロ[2,3-b]ピリジニ-5-イル)オキシ]ベンズアミド(別名ベネトクラクス)及びその製剤
七十五	N-[[3-[[5-((4-クロロフェニル)-1- α -ピロロ[2,3-b]ピリジニ-3-カルボニル]-2,4-ジフルオロフェニル]プロパン-1-イル)スルホンアミド(別名ベムラフェニブ)及びその製剤
七十六	(2E)-N-[[4-((3-クロロ-4-フルオロアニル)-7-[[[(3S)-オキサラン-3-イル]オキシ]キナゾリン-6-イル]-4-((ジメチルアミノ)ブタ-2-エンアミド(別名アフアチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
七十七	(2E)-N-[[4-((3-クロロ-4-フルオロフェニル)アミノ)-7-メトキシキナゾリン-6-イル]-4-((ピペリジニ-1-イル)ブタ-2-エンアミド(別名ダロミチニブ)及びその製剤
七十八	N-((3-クロロ-4-フルオロフェニル)-7-メトキシ-6-[[3-((モルホリン-4-イル)プロボキシ]キナゾリン-4-アミン(別名ゲフィチニブ)及びその製剤
七十九	N-[[3-クロロ-4-[[3-((フルオロベンジル)オキシ)フェニル]-6-[[5-((2-((メチルスルホニル)エチル)アミノ)メチル)フラン-2-イル]キナゾリン-4-アミン(別名ラパチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

八十	N-{(二S)-[(四-{三-[五-クロロ-二-フルオロ-三-(メタンスルホンアミド)フェニル]-}- (プロパン-二-イル)-H-ピラゾール-四-イル}ピリミジン-二-イル)アミノ]プロパン-二-イル}カルバミン酸メチル(別名エンコラフェニブ)及びその製剤
八十一	五-クロロ-N2-{五-メチル-四-(ピペリジン-四-イル)-二-[(プロパン-二-イル)オキシ]フェニル}-N4-[二-(プロパン-二-イルスルホニル)フェニル]ピリミジン-二-四-ジアミン(別名セリチニブ)及びその製剤
八十二	N-(二-クロロ-六-メチルフェニル)-二-({六-[四-(二-ヒドロキシエチル)ピペラジン-一-イル]-二-メチルピリミジン-四-イル}アミノ)-三-チアゾール-五-カルボキサミド(別名ダサチニブ)及びその製剤
八十三	{二-[(五-クロロ-二-{二-メトキシ-四-[四-(四-メチルピペラジン-一-イル)ピペリジン-一-イル]アニリノ]ピリミジン-四-イル)アミノ]フェニル}ジメチル-λ ⁵ -ホスファノン(別名ブリグチニブ)及びその製剤
八十四	ゲムツズマブオゾガマイシン及びその製剤
八十五	コバルトプロトボルフィリン、その塩類及びそれらの製剤
八十六	酢酸(一'-R・六R・六aR・七R・一三S・一四S・一六R)-六'・八・一四-トリヒドロキシ-七'・九-ジメトキシ-四・一〇・二-トリメチル-九-オキソ-三'・四'・六a・七・一二・一三・一四・一六-オクタヒドロ-二'H・六H-スピロ[六・一六-(エピチオプロパノオキシメタノ)-七・一三-エピミノベンゾ[四・五]アゾシノ[一・二-b][一・三]ジオキサロ[四・五-h]イソキノリン-二〇・一'-イソキノリン]-五-イル(別名トラベクテジン)及びその製剤
八十七	酢酸一七-(ピリジン-三-イル)アンドロスター五・一六-ジェン-三-ペターイル(別名アビラテロン酢酸エステル)及びその製剤
八十八	サシツズマブ ゴビテカン及びその製剤
八十九	ザヌブルチニブ及びその製剤
九十	ザルコマイシン及びその製剤
九十一	三酸化ヒ素及びその製剤(ただし、歯髄失活剤として用いられるものを除く。)
九十二	二・五-ジーO-アセチル-D-グルカロー・四-六・三-ジラクトン(別名アセグラトン)及びその製剤
九十三	四-{七-[六-シアノ-五-(トリフルオロメチル)ピリジン-三-イル]-八-オキソ-六-チオキソ-五・七-ジアザスピロ[三・四]オクタン-五-イル}-二-フルオロ-N-メチルベンズアミド(別名アパルタミド)及びその製剤
九十四	四-{三-[四-シアノ-三-(トリフルオロメチル)フェニル]-五・五-ジメチル-四-オキソ-二-スルファニリデンイミダゾリジン-一-イル}-二-フルオロ-N-メチルベンズアミド(別名エンザルタミド)及びその製剤
九十五	(±)-N-[シアノ-三-(トリフルオロメチル)フェニル]-三-[(四-フルオロフェニル)スルホニル]-二-ヒドロキシ-二-メチルプロパンアミド(別名ビカルタミド)及びその製剤
九十六	N-{四-[(二RS)-二-(四-ジアミノプテリジン-六-イル)ペンター四-イン-二-イル]ベンゾイル}-L-グルタミン酸(別名プラトレキサート)及びその製剤
九十七	N-[二-(ジエチルアミノ)エチル]-五-[(Z)-(五-フルオロ-二-オキソ-二-ジヒドロ-三H-インドール-三-イリデン)メチル]-二・四-ジメチル- H-ピロール-三-カルボキサミド(別名スニチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
九十八	(+)-(四S)-四・一-ジエチル-四-ヒドロキシ-九-[(四-ピペリジノピペリジノ)カルボニルオキシ]-H-ピラノ[三'・四' :六・七]インドリジノ[一・二-b]キノリン-三・一四(四H・一二H)-ジオン(別名イリノテカイン)、その塩類及びそれらの製剤
九十九	四-[(三-{[四-(シクロプロピルカルボニル)ピペラジン-一-イル]カルボニル}-四-フルオロフェニル)メチル]フタラジン-二(H)-オン(別名オラパリブ)及びその製剤
百	N-(三-{三-シクロプロピル-五-[(二-フルオロ-四-ヨードフェニル)アミノ]-六・八-ジメチル-二・四・七-トリオキソ-三・四・六・七-テトラヒドロピリド[四・三-d]ピリミジン-二(H)-イル}フェニル)アセトアミド(別名トラメチニブ)及びその製剤
百一	(SP-四-二)-[(一R・二R)-シクロヘキサニ-二-ジアミン-κN・κN'] [エタンジオアト(二)-κO ¹ ・κO ²]白金(別名オキサリプラチン)及びその製剤

百二	(SP-四-二)-[(一R・二R)-シクロヘキサノー・二-ジアミン-N・N']ビス(テトラデカノアト-O)白金(別名ミリプラチン)及びその製剤
百三	(三R)-三-シクロペンチル-三-[四-(七H-ピロロ[二・三-d]ピリミジン-四-イル)-一H-ピラゾール-一-イル]プロパンニトリル(別名ルキソリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
百四	(±)-一-一-ジクロロ-二-(オルト-クロロフェニル)-二-(パラ-クロロフェニル)-エタン(別名ミトタン)及びその製剤
百五	六・七-ジクロロ-一・五-ジヒドロイミダゾ[二・一-b]キナゾリン-二(三H)-オン(別名アナグレリド)、その塩類及びそれらの製剤
百六	二・二'-{(二-[(一R)-一-({[(二・五-ジクロロベンゾイル)アミノ]アセチル}アミノ)-三-メチルブチル]-五-オキソ-一・三・二-ジオキサボロラン-四・四-ジイル}二酢酸(別名イキサゾミブクエン酸エステル)及びその製剤
百七	三-[(一R)-一-((二・六-ジクロロ-三-フルオロフェニル)エトキシ)-五-[一-(ピペリジン-四-イル)-一H-ピラゾール-四-イル]ピリジン-二-アミン(別名クリゾチニブ)及びその製剤
百八	四-[(二・四-ジクロロ-五-メトキシフェニル)アミノ]-六-メトキシ-七-[三-(四-メチルピペラジン-一-イル)プロピルオキシ]キノリン-三-カルボニトリル(別名ボスチニブ)及びその製剤
百九	シス-ジアンミングリコラト白金(別名ネダプラチン)及びその製剤
百十	シス-ジアンミン(一-一-シクロブタンジカルボキシラト)白金(別名カルボプラチン)及びその製剤
百十一	シス-ジアンミンジクロロ白金(別名シスプラチン)及びその製剤
百十二	ジヌツキシマブ及びその製剤
百十三	ジノスタチン スチマラマー及びその製剤
百十四	一・四-ジヒドロキシ-五・八-ビス[[二-[(二-ヒドロキシエチル)アミノ]エチル]アミノ]アントラキノン(別名ミトキサントロン)、その塩類及びそれらの製剤
百十五	七-[(二S・三S・四R・五R)-三・四-ジヒドロキシ-五-(ヒドロキシメチル)ピロリジン-二-イル]-一・五-ジヒドロ-四H-ピロロ[三・二-d]ピリミジン-四-オン(別名フォロデシン)、その塩類及びそれらの製剤
百十六	(E)-六-(一・三-ジヒドロ-四-ヒドロキシ-六-メトキシ-七-メチル-三-オキソ-五-イソベンゾフラニル)-四-メチル-四-ヘキセン酸 二-(四-モルホリニル)エチルエステル(別名ミコフェノール酸モフェチル)及びその製剤
百十七	三-(二・六-ジフルオロ-三・五-ジメトキシフェニル)-一-エチル-八-[モルホリン-四-イル]メチル]-一・三・四・七-テトラヒドロ-二H-ピロロ[三'・二':五・六]ピリド[四・三-d]ピリミジン-二-オン(別名ベミガチニブ)及びその製剤
百十八	(三S-N-{五-[(二R)二-(二・五-ジフルオロフェニル)ピロリジン-一-イル]ピラゾロ[一・五-a]ピリミジン-三-イル}-三-ヒドロキシピロリジン-一-カルボキシアミド(別名ラロトレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
百十九	N-{五-[(三・五-ジフルオロフェニル)メチル]-一H-インダゾール-三-イル}-四-(四-メチルピペラジン-一-イル)-二-[(オキサネ-四-イル)アミノ]ベンズアミド(別名エストレクチニブ)及びその製剤
百二十	一・六-ジブromo-一・六-ジデオキシ-D-マンニトール(別名ミトプロニトール)及びその製剤
百二十一	ジメタンスルホキシブタン(別名ブスルフアン)及びその製剤
百二十二	N-(二-{[二-(ジメチルアミノ)エチル](メチル)アミノ}-四-メトキシ-五-{[四-(一-メチル-一H-インドール-三-イル)ピリミジン-二-イル]アミノ}フェニル)プロパーニ-エンアミド(別名オシメルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
百二十三	(+)-(四S)-一-O-[(ジメチルアミノ)メチル]-四-エチル-四・九-ジヒドロキシ-一H-ピラノ[三'・四':六・七]インドリジノ[一・二-b]キノリン-三・一四(四H・一二H)-ジオン(別名ノギテカン)、その塩類及びそれらの製剤
百二十四	五-({四-[(二・三-ジメチル-二H-インダゾール-六-イル)(メチル)アミノ]ピリミジン-二-イル}アミノ)-二-メチルベンゼンスルホンアミド(別名パゾパニブ)、その塩類及びそれらの製剤
百二十五	(二R・三S)-三-(一-一-ジメチルエチル)オキシカルボニルアミノ-二-ヒドロキシ-三-フェニルプロパン酸(一S・二S・三R・四S・五R・七S・八S・一OR・一三S)-四-アセトキシ-二-ベンゾイルオキシ-五・二〇-エポキシ-一-ヒドロキシ-七・一〇-ジメトキシ-九-オキソタキス-一-エン-一-三-イル(別名カバジタキセル)及びその製剤

百二十六	N－[(四・六－ジメチルーニ－オキソー－・ニ－ジヒドロピリジン－三－イル)メチル]－五－[エチル(オキサシ－四－イル)アミノ]－四－メチルー四´－[(モルホリン－四－イル)メチル]ビフェニルー三－カルボキシアミド(別名 タゼメスタット)、その塩類及びそれらの製剤
百二十七	五－(三・三－ジメチルー－トリアゼノ)－イミダゾール－四－カルボキサミド(別名 ダカルバジン)及びその製剤
百二十八	(二E・四E・六E・八E)－三・七－ジメチルー九－(二・六・六－トリメチルー－シクロヘキセン－－イル)－二・四・六・八－ノナテトラエン酸(別名 トレチノイン)及びその製剤
百二十九	N－{四－[(六・七－ジメトキシキノリン－四－イル)オキシ]フェニル}－N－(四－フルオロフェニル)シクロプロパシ－・－ジカルボキシアミド(別名 カボザンチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
百三十	水銀ヘマトボルファイリン、その塩類及びそれらの製剤
百三十一	セツキシマブ及びその製剤 ※注1
百三十二	セツキシマブ サロタロカンナトリウム及びその製剤
百三十三	センプリマブ及びその製剤
百三十四	セルベルカチニブ及びその製剤
百三十五	セルモロイキン及びその製剤
百三十六	ソトラシブ及びその製剤
百三十七	ゾルベツキシマブ(遺伝子組換え)及びその製剤
百三十八	ダウノルビシン、その塩類及びそれらの製剤
百三十九	ダウノルビシン塩酸塩・シタラビン配合剤
百四十	タスルグラチニブ、その塩類及びそれらの製剤
百四十一	ダトポタマブ デルクステカン及びその製剤
百四十二	タラゾパリブ、その塩類及びそれらの製剤
百四十三	ダラツムマブ並びにその製剤及び配合剤
百四十四	ダリナバルシン及びその製剤
百四十五	タルラタマブ及びその製剤
百四十六	チスレリズマブ及びその製剤
百四十七	チソツマブ ベドチン及びその製剤
百四十八	(+)－二´－デオキシ－二´・二´－ジフルオロシチジン(別名 ゲムシタビン)、その塩類及びそれらの製剤
百四十九	二´－デオキシ－五－(トリフルオロメチル)ウリジン(別名 トリフルリジン)並びにその製剤及び配合剤
百五十	五´－デオキシ－五－フルオロウリジン(別名 ドキシフルリジン)及びその製剤
百五十一	(R)－三－(二－デオキシ－ベーターD－エリスローペントフラノシル)－三・六・七・八－テトラヒドロイミダゾ[四・五－d][一・三]ジアゼピン－八－オール(別名 ペントスタチン)及びその製剤
百五十二	(+)－－(五－デオキシ－ベーターD－リボフラノシル)－五－フルオロー－・ニ－ジヒドロ－ニ－オキソー四－ピリミジンカルバミン酸 ペンチルエステル(別名 カベシタビン)及びその製剤
百五十三	ニ－デオキシ－ニ－(三－メチルー三－ニトロソウレイド)－D－グルコピラノース(別名 ストレプトゾシン)及びその製剤
百五十四	テクリスタマブ及びその製剤
百五十五	N－デスアセチルーN－メチルーコルヒチン(別名 デメコルチン)及びその製剤
百五十六	テセロイキン及びその製剤
百五十七	四－[(五・六・七・八－テトラヒドロ－五・五・八・八－テトラメチルーニ－ナフチル)カルバモイル]安息香酸(別名 タミバロテン)、その塩類及びそれらの製剤
百五十八	－(二－テトラヒドロフリル)－五－フルオルウラシル並びにその製剤及び配合剤(テガフル・ギメスタット・オタスタットカリウム に限る。)
百五十九	デニロイキン ジフチトクス及びその製剤
百六十	デュルバルマブ及びその製剤
百六十一	ドキシソルビシン、その塩類及びそれらの製剤
百六十二	ドセタキセル及びその製剤
百六十三	トラスツズマブ及びその製剤
百六十四	トラスツズマブ(遺伝子組換え)[トラスツズマブ後続一]及びその製剤
百六十五	トラスツズマブ(遺伝子組換え)[トラスツズマブ後続二]及びその製剤

百六十六	トラスツズマブ(遺伝子組換え)[トラスツズマブ後続三]及びその製剤
百六十七	トラスツズマブ エムタンシン及びその製剤
百六十八	トラスツズマブ デルクステカン及びその製剤
百六十九	チオデパ(トリエチレンチオホスホルアミド)及びその製剤
百七十	トリスー(ベータクロロエチル)ーアミン、その塩類及びそれらの製剤
百七十一	トレメリムマブ及びその製剤
百七十二	ニボルマブ及びその製剤
百七十三	ネオカルチノスタチン及びその製剤
百七十四	ネシツムマブ及びその製剤
百七十五	パクリタキセル及びその製剤
百七十六	パニツムマブ及びその製剤 ※注1
百七十七	バラー[ビスー(ベータクロロエチル)ーアミノ]ーLーフェニルアラニン(別名メルフアラン)及びその製剤
百七十八	パレモスタット、その塩類及びそれらの製剤
百七十九	二・五ービスー(ーアジリジニル)ー三ー(二ーカルバモイルオキシーーメキシエチル)ー六ーメチルベンゾキノン(別名カルボコン)及びその製剤
百八十	四ー{五ー[ビス(二ークロロエチル)アミノ]ーーメチルーーHーベンゾイミダゾールーニール}ブタン酸(別名ベンダムスチン)、その塩類及びそれらの製剤
百八十一	一・三ービス(二ークロロエチル)ーーニトロソ尿素(別名カルムスチン)及びその製剤
百八十二	一・四ービスー(三ーブロムプロピオニル)ーピペラジン(別名ピポプロマン)及びその製剤
百八十三	NーNービスー(ベータクロロエチル)ーNープロピレンーリン酸エステルージアミド(別名サイクロホスファミド)及びその製剤
百八十四	ヒドロキシ尿素(別名ヒドロキシカルバミド)及びその製剤
百八十五	(二E)ーNーヒドロキシー三ー[四ー({二ー(二ーメチルーーHーインドールーニール)エチル)アミノ}メチル)フェニル]プロプーニールーエンアミド(別名パノビノスタット)、その塩類及びそれらの製剤
百八十六	ビノレルビン、その塩類及びそれらの製剤
百八十七	二ー{四ー[(三S)ーピペリジンーニール]フェニル}ー二Hーインダゾールー七ーカルボキシアミド ー(四ーメチルベンゼンスルホン酸塩)(別名ニラパリプトシル酸塩)及びその製剤
百八十八	ビミテスピブ及びその製剤
百八十九	ビラルビシン、その塩類及びそれらの製剤
百九十	ピルトブルチニブ及びその製剤
百九十一	ビンクリスチン、その塩類及びそれらの製剤
百九十二	ビンデシン、その塩類及びそれらの製剤
百九十三	ビンブラスチン、その塩類及びそれらの製剤
百九十四	フチバチニブ及びその製剤
百九十五	ー(五ーtertーブチルーー二ーオキサゾールーニール)ー三ー(四ー{七ー[二ー(モルホリンーニール)エトキシ]イミダゾ[二・ーーb][一・三]ベンゾチアゾールーニール}フェニル)尿素(別名キザルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
百九十六	ブリナツモマブ及びその製剤
百九十七	五ーフルオロウラシル(別名フルオロウラシル)及びその製剤
百九十八	(+)ー二ーフルオロー九ー(五ーOーフオスフオノーベーターDーアラビノフラノシル)ー九Hープリンー六ーアミン(別名フルダラビン)、その塩類及びそれらの製剤
百九十九	二ーフルオローNーメチルー四ー{七ー[(キノリンーニール)メチル]イミダゾ[一・二ーb][一・二・四]トリアジンーニール}ベンズアミド(別名カプマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
二百	フルキンチニブ及びその製剤
二百一	ブレオマイシン、その塩類及びそれらの製剤
二百二	ブレンツキシマブ ベドチン及びその製剤
二百三	五ーブロムー二'ーデオキシウリジン(別名プロクスウリジン)及びその製剤
二百四	五ー[(四ーブromoー二ーフルオロフェニル)アミノ]ー四ーフルオローNー(二ーヒドロキエトキシ)ーーメチルーーHーベンゾイミダゾールー六ーカルボキサミド(別名ビニメチニブ)及びその製剤

二百五	N-(四-ブロモ-ニ-フルオロフェニル)-六-メトキシ-七-[(一-メチルピペリジニ-四-イル)メキシ]キナゾリン-四-アミン(別名バンデタニブ)及びその製剤
二百六	一-ヘキシルカルバモイル-五-フルオロウラシル(別名カルモフル)及びその製剤
二百七	ペグアスパルガーゼ及びその製剤
二百八	ペグインターフェロニ-アルファ-2b及びその製剤(ただし、注射剤であって慢性C型肝炎又は慢性C型肝炎の進行による代償性肝硬変に用いられるものを除く。)
二百九	九-ベーターD-リボフラノシル-九H-プリン-六-チオール及びその製剤
二百十	ベバシズマブ及びその製剤
二百十一	ベバシズマブ(遺伝子組換え)[ベバシズマブ後続一]及びその製剤
二百十二	ベバシズマブ(遺伝子組換え)[ベバシズマブ後続二]及びその製剤
二百十三	ベバシズマブ(遺伝子組換え)[ベバシズマブ後続三]及びその製剤
二百十四	ベバシズマブ(遺伝子組換え)[ベバシズマブ後続四]及びその製剤
二百十五	ペプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤
二百十六	N ⁴ -ベヘノイル-一-ベーターD-アラビノフラノシルチン(別名エノシタピン)及びその製剤
二百十七	ペムプロリズマブ及びその製剤
二百十八	ペルツズマブ及びその製剤
二百十九	ペルツズマブ・トラスツズマブ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤
二百二十	ベルモスジル、その塩類及びその製剤
二百二十一	四-[一-(三・五・五・八・八-ペンタメチル-五・六・七・八-テトラヒドロナフタレン-ニ-イル)エチニル]安息香酸(別名ベキサロテン)及びその製剤
二百二十二	ポドフィル酸エチルヒドラジド(別名ミトポドジド)及びその製剤
二百二十三	ポドフィルム配糖体のベンジリデン化合物及びその製剤
二百二十四	ポラツズマブ ベドチン及びその製剤
二百二十五	ポリヘマトボルフィリン エーテル/エステル(別名ボルファイマーナトリウム)及びその製剤
二百二十六	四-[(+B)ボロノ]-L-フェニルアラニン(別名ボロファラン)及びその製剤
二百二十七	マイトマイシン C 及びその製剤(ただし、用時溶解眼科外用剤として用いられるものを除く。)
二百二十八	三-メチル-四-オキソ-三・四-ジヒドロイミダゾ[五・一-d][一・二・三・五]テトラジニ-八-カルボキサミド(別名テモゾロミド)及びその製剤
二百二十九	メチル 六-[三-(二-クロロエチル)-三-ニトロソウレイド]-六-デオキシ-アルファ-D-グルコピラノシド(別名ラニムスチン)及びその製剤
二百三十	二-メチル-N-[四-ニトロ-三-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパンアミド(別名フルタミド)及びその製剤
二百三十一	四-メチル-N-[三-(四-メチル-一H-イミダゾール-一-イル)-五-(トリフルオロメチル)フェニル]-三-{[四-(ピリジニ-三-イル)ピリミジニ-ニ-イル]アミノ}ベンズアミド(別名ニロチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
二百三十二	メチルビス-(ベータクロロエチル)-アミノオキソ、その塩類及びそれらの製剤
二百三十三	メチルビス-(ベータクロロエチル)-アミン(別名メクロルエタミン)、その塩類及びそれらの製剤
二百三十四	四-(四-メチルピペラジニ-一-イルメチル)-N-[四-メチル-三-(四-ピリジニ-三-イルピリミジニ-ニ-イルアミノ)フェニル]ベンズアミド(別名イマチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
二百三十五	三-{一-[(三-{五-[(一-メチルピペリジニ-四-イル)メキシ]ピリミジニ-ニ-イル}フェニル)メチル]-六-オキソ-一・六-ジヒドロピリダジニ-三-イル}ベンゾニトリル(別名テポチニブ)、その塩類及びそれらの製剤
二百三十六	N-メチル-ニ-({三-[(一-E)-二-(ピリジニ-ニ-イル)エテン-一-イル]-一H-インダゾール-六-イル}スルファニル)ベンズアミド(別名アキンチニブ)及びその製剤
二百三十七	{(一-R)-三-メチル-一-[(二-S)-三-フェニル-ニ-(ピラジニ-ニ-カルボキサミド)プロパンアミド]ブチル}ボロン酸(別名ボルテゾミブ)及びその製剤
二百三十八	六-メルカプトプリン及びその製剤
二百三十九	モガムリズマブ及びその製剤
二百四十	モスネツズマブ及びその製剤

二百四十一	N-[(2S)-2-[(モルホリン-4-イルアセチル)アミノ]-4-フェニルブタノイル]-L-ロイシル-L-フェニルアラニン-N-[(2S)-4-メチル-2-[(2R)-2-メチルオキシラン-2-イル)-1-オキソペンタン-2-イル]アミド(別名カルフィルゾミブ)及びその製剤
二百四十二	三-ヨードベンジルグアニジン(¹³¹ I) 及びその製剤
二百四十三	モメロチニブ、その塩類及びそれらの製剤
二百四十四	ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
二百四十五	ラムシルマブ及びその製剤
二百四十六	リツキシマブ及びその製剤
二百四十七	リツキシマブ(遺伝子組換え)[リツキシマブ後統一]及びその製剤
二百四十八	リツキシマブ(遺伝子組換え)[リツキシマブ後統一]及びその製剤
二百四十九	ルテチウム(¹⁷⁷ Lu) -N-[(4-7-10-トリカルボキシメチル-4-7-10-テトラアザシクロデシ-1-イル)アセチル]-D-フェニルアラニル-L-システニル-L-チロシル-D-トリプトファン-L-リシル-L-スレオニル-L-システニル-L-スレオニン-サイクリック(2-7)ジスルフィド(別名ルテチウムオキソドレオチド(¹⁷⁷ Lu))及びその製剤
二百五十	レポトレクチニブ及びその製剤
二百五十一	ロペグインターフェロン アルファ-2b及びその製剤
二百五十二	アザチオプリン及びその製剤(ただし、次に掲げる疾病に用いられるものを除く。) イ ステロイド依存性のクローン病の寛解導入及び寛解維持並びにステロイド依存性の潰瘍性大腸炎の寛解維持 ロ 治療抵抗性の次に掲げるリウマチ性疾患 (1) 全身性血管炎(顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等) (2) 全身性エリテマトーデス(SLE) (3) 多発性筋炎 (4) 皮膚筋炎 (5) 強皮症 (6) 混合性結合組織病 (7) 難治性リウマチ性疾患 ハ 自己免疫性肝炎
二百五十三	(±)-1-アミノ-9-グアニジノ-1-ヒドロキシ-4-9-12-トリアザノナデカン-10-13-ジオン(別名グスペリムス)、その塩類及びそれらの製剤
二百五十四	(-)-(1R,9S,12S,13R,14S,17R,18E,21S,23S,24R,25S,27R)-7-アリル-1,4-ジヒドロキシ-2-[(E)-2-[(1R,3R,4R)-4-ヒドロキシ-3-メトキシシクロヘキシル)-1-メチルビニル]-2,3,25-ジメトキシ-3,19,21,27-テトラメチル-1,28-ジオキサ-4-アザトリシクロ[22.3.1.0]-4,9)オクタコサ-8-エン-2,3,10,16-テトラオン(別名タクロリムス)及びその製剤(ただし、外皮用剤若しくは点眼剤として用いられるもの又は0.5 mg 錠剤、0.5 mg カプセル製剤、1.0 mg 錠剤、1.0 mg カプセル製剤、1.5 mg 錠剤、2.0 mg 錠剤及び3.0 mg 錠剤であって関節リウマチに用いられるものを除く。)
二百五十五	4-カルバモイル-1-ペプター-D-リボフラノシルイミダゾリウム-5-オラート(別名ミノリビン)及びその製剤
二百五十六	抗ヒト胸腺細胞ウサギ免疫グロブリン及びその製剤
二百五十七	抗ヒト胸腺細胞ウマ免疫グロブリン及びその製剤
二百五十八	シクロスポリン及びその製剤(ただし、点眼剤として用いられるもの又は内用剤であってアトピー性皮膚炎に用いられるものを除く。)
二百五十九	(1R,9S,12S,15R,16E,18R,19R,21R,23S,24E,26E,28E,30S,32S,35R)-1,18-ジヒドロキシ-2-[(1R)-2-[(1S,3R,4R)-4-(2-ヒドロキシエトキシ)-3-メトキシシクロヘキシル)-1-メチルエチル]-9,30-ジメトキシ-5,17,21,23,29,35-ヘキサメチル-1,36-ジオキサ-4-アザトリシクロ[30.3.1.0.4.9]ヘキサトリアコンタ-16,24,26,28-テトラエン-2,3,10,14,20-ペンタオン(別名エペロリムス)及びその製剤
二百六十	バシリキシマブ及びその製剤

二百六十一	ヒト T 細胞で免疫したマウスの脾細胞とマウス骨髄腫細胞の融合細胞から産生される一四〇六個のアミノ酸残基からなる蛋白質(別名ムロモナブーCD 三)及びその製剤
二百六十二	二ー〔transー四ー(四ークロロフェニル)シクロヘキシル〕ー三ーヒドロキシーー・四ーナフトキノ(別名アトバコ ン)及びその製剤(ただし、マラリアに用いられるものを除く。)
二百六十三	九ー[[二ーヒドロキシーー(ヒドロキシメチル)エトキシ]メチル]グアニン(別名ガンシクロビル)及びその製剤
二百六十四	九ー[[二ーヒドロキシーー(ヒドロキシメチル)エトキシ]メチル]グアニンモノエステルーLーバリン(別名バルガン シクロビル)、その塩類及びそれらの製剤
二百六十五	四・四ー(ペンタメチレンジオキシ)ジメنزアミジン(別名ペンタミジン)、その塩類及びそれらの製剤
二百六十六	セルメチニブ、その塩類及びそれらの製剤
二百六十七	タルクの製剤(胸膜腔内注入用懸濁剤であって悪性胸水の再貯留抑制に用いられるものに限る。)
二百六十八	二ーブチルー三ーベンゾフラニル 四ー〔二ー(ジエチルアミノ)エトキシ〕ー三・五ージヨードフェニルケトン(別名 アミオダロン)、その塩類及びそれらの製剤
二百六十九	アキシカブタゲン シロルユーセル
二百七十	イデカブタゲン ビクルユーセル
二百七十一	シルタカブタゲン オートルユーセル
二百七十二	チサゲンレクルユーセル
二百七十三	テセルパツレブ
二百七十四	リソカブタゲン マラルユーセル

注1 平成二十七年三月二十六日厚生労働省告示第百四十六号の適用前に使用されたセツキシマブ及びその製剤又は
パニツムマブ及びその製剤の副作用による疾病、障害又は死亡に係る副作用救済給付については、なお従前の例による。

Ⅱ 厚生労働省令で定める許可医薬品に該当しない医薬品

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則
(平成十六年三月二十九日厚生労働省令第五十一号)

第一条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(以下「法」という。)第四条第六項第二号の厚生労働省令で定める医薬品は、次のとおりとする。

- 一 専らねずみ、はえ、蚊、のみ等の防除のために使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないもの
- 二 専ら殺菌消毒に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないもの
- 三 専ら疾病の診断その他これに類似する用途に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないもの (注1)
- 四 コロジオン、焼セッコウ、ピロキシリン、ロジンその他材料、用法及び用途がこれらに類似する医薬品 (注2)
- 五 前各号に掲げるもののほか、別表に掲げる医薬品

別表

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) アラビアゴム | (27) ステアリルアルコール |
| (2) アラビアゴム末 | (28) ステアリン酸 |
| (3) 亜硫酸水素ナトリウム | (29) ステアリン酸カルシウム |
| (4) エチレンジアミン | (30) ステアリン酸ポリオキシシル40 |
| (5) エーテル(麻酔用エーテルを除く。) | (31) ステアリン酸マグネシウム |
| (6) オリブ油 | (32) 精製水 |
| (7) オレンジ油 | (33) 滅菌精製水 |
| (8) カカオ脂及びこれに類似するもの (注3) | (34) 石油ベンジン |
| (9) カプセル | (35) セスキオレイン酸ソルビタン |
| (10) カルナウバロウ | (36) セタノール |
| (11) 牛脂 | (37) 精製セラック |
| (12) 吸水軟膏 | (38) 白色セラック |
| (13) 軽質無水ケイ酸 | (39) 結晶セルロース |
| (14) 硬化油 | (40) ダイズ油 |
| (15) ゴマ油 | (41) タルク及びこれに類似するもの (注3) |
| (16) コムギデンプン | (42) 単シロップ |
| (17) コメデンプン | (43) 単軟膏 |
| (18) コレステロール | (44) 窒素 |
| (19) 酢酸フタル酸セルロース | (45) ツバキ油 |
| (20) サッカリンナトリウム | (46) デキストリン |
| (21) 酸化カルシウム | (47) トウモロコシデンプン |
| (22) 酸化チタン | (48) トウモロコシ油 |
| (23) 酸素 (注3) | (49) トラガント |
| (24) 常水 | (50) トラガント末 |
| (25) 注射用蒸留水 (注3) | (51) トリエタノールアミン |
| (26) 親水軟膏 | (52) 豚脂 |

(53) ナタネ油	(77) ベントナイト
(54) 二酸化炭素	(78) ポリソルベート80
(55) 乳糖	(79) ポリビニルピロリドンK25
(56) 白色軟膏	(80) ポリビニルピロリドンK30
(57) 白糖	(81) ポリビニルピロリドンK90
(58) 精製白糖	(82) マクロゴール400
(59) ハチミツ	(83) マクロゴール1500
(60) ハッカ水及びこれに類似するもの（注3）	(84) マクロゴール4000
(61) パラオキシ安息香酸エチル	(85) マクロゴール6000
(62) パラオキシ安息香酸ブチル	(86) マクロゴール20000
(63) パラオキシ安息香酸プロピル	(87) マクロゴール軟膏及びこれに類似するもの（注3）
(64) パラオキシ安息香酸メチル	(88) ミツロウ
(65) パラフィン	(89) サラシミツロウ
(66) バレイショデンプン	(90) メグルミン
(67) ヒドロキシプロピルセルロース	(91) モノステアリン酸アルミニウム
(68) 低置換度ヒドロキシプロピルセルロース	(92) モノステアリン酸グリセリン
(69) ヒドロキシプロピルメチルセルロース2208	(93) ヤシ油
(70) ヒドロキシプロピルメチルセルロース2906	(94) ラウロマクロゴール
(71) ヒドロキシプロピルメチルセルロース2910	(95) ラッカセイ油
(72) ヒドロキシプロピルメチルセルロースフタレート200731	(96) 加水ラノリン
(73) ヒドロキシプロピルメチルセルロースフタレート220824	(97) 精製ラノリン
(74) ピロ亜硫酸ナトリウム	(98) 黄色ワセリン
(75) ブドウ酒	(99) 白色ワセリン
(76) プロピレングリコール	(100) 親水ワセリン

（平成26年8月12日付け薬食発0812第10号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法等の一部を改正する法律等の施行に伴う拠出金徴収業務の取扱いについて」による注釈）

注1 第一条第三号「専ら疾病の診断その他これに類似する用途に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないもの」とは、尿一般検査用試薬、妊娠検査薬等の体外診断用医薬品をいう。

注2 第一条第四号「その他材料、用法及び用途がこれらに類似する医薬品」とは、弾性コロジオン等をいう。

注3 別表に掲げられた医薬品とは、賦形剤、基剤、溶剤、矯味・矯臭剤等として用いられる医薬品であつて、そのもの自体ではいわゆる薬理作用がないものである。なお、別表中

(8) カカオ脂に類するものとは、専ら坐薬の基剤として用いられるものをいう。

(23) 酸素には、液体酸素を含む。

(25) 注射用蒸留水には、日本薬局方外注射用蒸留水を含む。

(41) タルクに類似するものとは、滑剤として用いられるものをいう。

(60) ハッカ水に類似するものとは、専ら矯味・矯臭剤として用いられるものをいう。

(87) マクロゴール軟膏に類似するものとは、専ら軟膏基剤として用いられるものをいう。

2 副作用拠出金申告書の記載例

2-1 副作用付加拠出金がない場合

〇〇〇〇年度 副作用拠出金申告書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第19条の規定に基づき、次のとおり申告します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

業 者 番 号
〇〇〇〇〇〇

提出年月日を
記入してください。

①納付義務者 (裏面の「申告書記入上の注意」をよく読んで記入してください。)

(ふりがな)	とうきょうと ちよだく かすみがせき
(ア)所在地	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2
(ふりがな)	〇〇 〇〇 せい やく かぶ しき がい しゃ
(イ)名称	〇〇 製 薬 株 式 会 社
電話番号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
(ふりがな)	ちよだ たろう
(ウ)代表者氏名	千代田 太郎

正式な名称を
記入してくだ
さい。((株)、
(有)と略記し
ないでくださ
い。)

代表取締役又
は代表者の氏
名を記入してく
ださい。

市外局番を記入してください。

②算定基礎取引額 (出荷額は算出内訳書から転記)

許可医薬品等の区分	(エ) 出 荷 額	(オ)係数	(カ) [(エ) × (オ)]
医療用医薬品			
1. 新 薬	757,440.00	2.0	1,514,880.00
2. 注射剤、坐剤、吸入剤、内用剤、トローチ剤	155,143.00	1.0	155,143.00
3. そ の 他	121,310.00	0.6	72,786.00
4. 一般用医薬品・要指導医薬品	589,042.00	0.1	58,904.20
再生医療等製品			
5. 新再生医療等製品等		2.0	
6. それ以外の再生医療等製品		1.0	
合 計	2,232,060.00		1,777,281.38

算出内訳書の
許可医薬品等
の区分ごとの
出荷額の合計
を記入してくだ
さい。

同額を転記してく
ださい。

③法第19条第2項の副作用一般拠出金額

副作用一般拠出金額	(キ) 算定基礎取引額	(ク) 副作用拠出金率	(ケ) [(キ) × (ク)]
	1,777,281.38	0.27 / 1000	478,659.9

(1円未満切り捨て)

④法第19条第7項の副作用付加拠出金額 (機構より現価相当額の通知を受けた者のみ記入)

(コ) 現価相当額	
(サ) 現価相当額 × 1/4	
(シ) 出荷額 (エの合計額) × 1/100	
(ス) 副作用付加拠出金額 (サ) 及び (シ) を比較していずれか少ない方の額	

⑤副作用拠出金の合計額

(セ) 副作用拠出金額合計 (ケ) + (ス)	478,659.9
-------------------------	-----------

副作用拠出金額は(セ)欄の金額に応じて(ソ)欄に記入してください。

(セ)の金額が		(ソ) 副作用拠出金額 (円)
1,100円以上の場合	100円未満を切捨てた額	
1,099円以下の場合	一律1,000円	478,600

(100円未満切り捨て)

申告書の作成担当者の連絡先
を記入してください。

作成担当者	所属部署 経理課
	電話番号 00-0000-0000 内000
	e-mail xxxxxx@xxx.co.jp
	氏名 千代田 花子

2 副作用抛出金申告書の記載例

2-1 副作用付加抛出金がない場合

〇〇〇〇年度 副作用抛出金申告書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第19条の規定に基づき、次のとおり申告します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

業 者 番 号
〇〇〇〇〇〇

提出年月日を
記入してください。

①納付義務者 (裏面の「申告書記入上の注意」をよく読んで記入してください。)

(ふりがな)	とうきょうと ちよだく かすみ がせき
(ア)所在地	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2
(ふりがな)	〇〇 〇〇 せい やく かぶ しき がい しゃ
(イ)名称	〇〇 製 薬 株 式 会 社
電話番号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
(ふりがな)	ちよだ たろう
(ウ)代表者氏名	千代田 太郎

正式な名称を
記入してくだ
さい。((株)、
(有)と略記し
ないでくださ
い。)

代表取締役又
は代表者の氏
名を記入してく
ださい。

市外局番を記入してください。

②算定基礎取引額 (出荷額は算出内訳書から転記)

許可医薬品等の区分	(エ) 出 荷 額	(オ)係数	(カ) [(エ) × (オ)]
医療用医薬品			
1. 新 薬	757,440.00	2.0	1,514,880.00
2. 注射剤、坐剤、吸入剤、内用剤、トローチ剤	155,514.30	1.0	155,514.30
3. そ の 他	121,310.00	0.6	72,786.00
4. 一般用医薬品・要指導医薬品	589,042.00	0.1	58,904.20
再生医療等製品			
5. 新再生医療等製品等		2.0	
6. それ以外の再生医療等製品		1.0	
合 計	2,232,060.00		1,772,813.80

算出内訳書の
許可医薬品等
の区分ごとの
出荷額の合計
を記入してくだ
さい。

同額を転記してく
ださい。

③法第19条第2項の副作用一般抛出金額

副作用一般抛出金額	(キ) 算定基礎取引額	(ク) 副作用 抛出金率	(ケ) [(キ) × (ク)]
	1,772,813.80	0.27 1000	478,659.90

(1円未満切り捨て)

④法第19条第7項の副作用付加抛出金額 (機構より現価相当額の通知を受けた者のみ記入)

(コ) 現価相当額	
(サ) 現価相当額 × 1/4	
(シ) 出荷額 (エの合計額) × 1/100	
(ス) 副作用付加抛出金額 (サ) 及び (シ) を比較していずれか少ない方の額	

⑤副作用抛出金の合計額

(セ) 副作用抛出金額合計 (ケ) + (ス)	478,659.90
-------------------------	------------

副作用抛出金額は(セ)欄の金額に応じて(ソ)欄に記入してください。

(セ)の金額が		(ソ) 副作用抛出金額 (円)
1,100円以上の場合	100円未満を切捨てた額	
1,099円以下の場合	一律1,000円	478,600.00

(100円未満切り捨て)

申告書の作成担当者の連絡先
を記入してください。

作成担当者	所属部署 経理課
	電話番号 00-0000-0000 内0000
	e-mail xxxxxx@xxx.co.jp
	氏名 千代田 花子

2-2 副作用付加拠出金がある場合

〇〇〇〇年度 副作用拠出金申告書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第19条の規定に基づき、次のとおり申告します。

<年度当初に送付する現価相当額の通知>

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

提出年月日を記入してください。

業 者 番 号
〇〇〇〇〇〇

薬機発第 号
令和 年 月 日

①納付義務者 (裏面の「申告書記入上の注意」をよく読んで記入してください。)

(ふりがな)	とうきょうと ちよだく かすみがせき
(ア)所在地	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2
(ふりがな)	〇〇 〇〇 せい やく かぶ しき がい しや
(イ)名称	〇〇製薬株式会社
(ふりがな)	ちよだ たろう
(ウ)代表者氏名	千代田 太郎

正式な名称を記入してください。
(株)、(有)と略記しないでください。

代表取締役又は代表者の氏名を記入してください。

市外局番を記入してください。

②算定基礎取引額 (出荷額は算出内訳書から転記)

許可医薬品等の区分	(エ)出 荷 額	(オ)係数	(カ) [(エ) × (オ)]
医療用医薬品			
1. 新 薬	75744000	2.0	151488000
2. 注射剤、坐剤、吸入剤、内用剤、トローチ剤	1555143000	1.0	1555143000
3. そ の 他	21310000	0.6	72786000
4. 一般用医薬品・要指導医薬品	589042000	0.1	58904200
再生医療等製品			
5. 新再生医療等製品等	75744000	2.0	151488000
6. それ以外の再生医療等製品	1555143000	1.0	1555143000
合 計	3862947000		3479444800

算出内訳書の許可医薬品等の区分ごとの出荷額の合計を記入してください。

同額を転記してください。

③法第19条第2項の副作用一般拠出金額

	(キ)算定基礎取引額	(ク)副作用一般拠出金額	(ケ) [(キ) × (ク)]
副作用一般拠出金額	3479444800	0.27 1000	9394500

(1円未満切り捨て)

年度当初に、「現価相当額の通知」を受けた方は記入してください。

④法第19条第7項の副作用付加拠出金額 (機構より現価相当額の通知を受けた者のみ記入)

(コ)現価相当額	76845000
(サ)現価相当額 × 1/4	19211250
(シ)出荷額 (エの合計額) × 1/100	38629470
(ス)副作用付加拠出金額 (サ)及び(シ)を比較していずれか少ない方の額	19211250

⑤副作用拠出金の合計額

(セ)副作用拠出金額合計 (ケ) + (ス)	28605750
------------------------	----------

副作用拠出金額は(セ)欄の金額に応じて(ソ)欄に記入してください。

(セ)の金額が	1,100円以上の場合	100円未満を切り捨てた額	(ソ)副作用拠出金額 (円)
	1,099円以下の場合	一律1,000円	2860500

(100円未満切り捨て)

申告書の作成担当者の連絡先を記入してください。

作成担当者
所属部署 経理課
電話番号 00-0000-0000 内0000
e-mail xxxxxx@xxx.co.jp
氏名 千代田 花子

〇〇〇〇株式会社 御中

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 〇 〇 〇 〇

副作用救済給付の「現価に相当する額」の通知について

当機構が令和〇〇年度に支給を決定した副作用救済給付のうち、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第19条第7項の規定による、貴社が製造販売した原因許可医薬品等による副作用救済給付の「現価に相当する額」は、下記1のとおりでありますので、通知いたします。

つきましては、令和〇〇年度副作用拠出金については、下記2の副作用付加拠出金を副作用一般拠出金に加えて、申告及び納付をされますようお願いいたします。

記

1. 現価に相当する額	7,684,500 円 (内訳は、現価に相当する額算定内訳書のとおり)
2. 副作用付加拠出金額 (本年7月31日までに副作用一般拠出金に加えて納付いただく金額)	1,921,125 円 ただし、上記金額が貴社の「令和〇〇年度の許可医薬品等の出荷額を合計した額に百分の一を乗じて得た額」を超えるときは、当該「令和〇〇年度の許可医薬品等の出荷額を合計した額に百分の一を乗じて得た額」を副作用付加拠出金とします。

2-3 副作用払出金納付義務適用除外者の場合

〇〇〇〇年度 副作用払出金申告書

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第19条の規定に基づき、次のとおり申告します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長

朱書きで記入してください。

提出年月日を記入してください。

業 者 番 号
〇〇〇〇〇〇

副作用払出金納付義務適用除外者 II-2

別表（8～19ページ）の該当する番号を記入してください。

①納付義務者（裏面の「申告書記入上の注意」をよく読んで記入してください。）

会社等の正式な名称を記入してください。
（（株）、（有）と略記しないでください。）

代表取締役又は代表者の氏名を記入してください。

(ふりがな)	とうきょうと ちよだく かすみがせき
(ア)所在地	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2
(ふりがな)	〇〇〇〇 せい やく かぶ しき がい しゃ
(イ)名称	〇〇製薬株式会社
	電 話 番 号 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
(ふりがな)	ちよだ たろう
(ウ)代表者氏名	千代田 太郎

市外局番を記入してください。

②算定基礎取引額（出荷額は算出内訳書から転記）

許可医薬品等の区分		(エ) 出 荷 額					(オ)係数	(カ) [(エ) × (オ)]				
		千	百	十	円	角		千	百	十	円	角
医療用医薬品	1. 新 薬				0	0	0	2.0			0	0
	2. 注射剤、坐剤、吸入剤、内用剤、ローション剤				0	0	0	1.0			0	0
	3. そ の 他				0	0	0	0.6			0	0
4. 一般用医薬品・要指導医薬品					0	0	0	0.1			0	0
再生医療等製品	5. 新再生医療等製品等				0	0	0	2.0			0	0
	6. それ以外の再生医療等製品				0	0	0	1.0			0	0
合 計					0	0	0		(キ) 算定基礎取引額			0

③法第19条第2項の副作用一般払出金額

副作用一般払出金額	(キ) 算 定 基 礎 取 引 額					(ク) 副作用払出金率	(ケ) [(キ) × (ク)]				
	千	百	十	円	角		千	百	十	円	角
				0	0	0.27 1000					

(1円未満切り捨て)

④法第19条第7項の副作用付加払出金額（機構より現価相当額の通知を受けた者のみ記入）

(コ) 現価相当額						
(サ) 現価相当額 × 1/4						
(シ) 出荷額 (エの合計額) × 1/100						
(ス) 副作用付加払出金額 (サ) 及び (シ) を比較していずれか少ない方の額						

⑤副作用払出金の合計額

(セ) 副作用払出金額合計 (ケ) + (ス)						
-------------------------	--	--	--	--	--	--

副作用払出金額は(セ)欄の金額に応じて(ソ)欄に記入してください。

(セ)の金額が	1,100円以上の場合		100円未満を切り捨てた額		(ソ) 副作用払出金額 (円)				
					千	百	十	円	角
	1,099円以下の場合		一律1,000円					0	0

(100円未満切り捨て)

申告書の作成担当者の連絡先を記入してください。

作成担当者	所属部署 経理課
	電話番号 00-0000-0000 内0000
	e-mail xxxxxx@xxx.co.jp
	氏名 千代田 花子

3 副作用抛出金算定基礎取引額算出内訳書作成要項

(1) 業者番号

空欄の場合には、副作用抛出金申告書の業者番号を記入してください。既に機構において番号を付している場合は記入する必要はありません。

(2) 製造販売業者の氏名又は名称

医薬品製造販売業又は許可再生医療等製品製造販売業の許可証に記載された氏名（法人にあっては名称）を記入してください。既に機構において記載している場合は記入する必要はありません。

(3) 許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の区分

品目名は、次の許可医薬品又は許可再生医療等製品の区分表の区分番号順に記載し、該当する区分番号を許可医薬品又は許可再生医療等製品の区分欄に記入してください。

また、品目名等が記載された算出内訳書が同封されている場合において、区分番号に不備な点を発見したときは、朱書にて修正してください。

許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品の区分表

許可医薬品等の区分	医療用医薬品				一般用医薬品・要指導医薬品	再生医療等製品	
	新薬	注射剤 坐剤※1 吸入剤	内用剤 トローチ剤	その他		新再生医療等製品等	左記以外の再生医療等製品
区分番号	1	2	3	4	5	6	
係数	2.0	1.0	0.6	0.1	2.0	1.0	

※1 坐剤：肛門坐剤、尿道坐剤、膣坐剤、膣剤

ア. 「医療用医薬品」

- ① 昭和 42 年 9 月 13 日付け薬発第 645 号厚生省薬務局長通知「医薬品の製造承認等に関する基本方針について」、昭和 55 年 5 月 30 日付け薬発第 698 号厚生省薬務局長通知「医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」、平成 11 年 4 月 8 日付け医薬発第 481 号厚生省医薬安全局長通知「医薬品の承認申請について」又は平成 17 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331015 号「医薬品の承認申請について」に基づき昭和 42 年 10 月 1 日以降に医療用医薬品として製造販売承認（平成 17 年 3 月 31 日以前に承認申請された品目においては製造又は輸入承認。以下同じ。）を受けた許可医薬品をいいます。
- ② 日本薬局方収載医薬品及び昭和 42 年 9 月 30 日以前に製造承認を受けた許可医薬品であって、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処

方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給されるものをいいます。従って、出荷の時点において、その目的により医療用又は一般用の区分が生じることとなります。

- ③ 昭和 55 年 10 月 9 日付け薬発第 1330 号厚生省薬務局長通知「薬事法の一部を改正する法律の施行について」第 3 の 1 の(2)に係る製造承認を受けている局方医薬品については、上記の区分表に基づきその剤形等により区分の決定をすることとなります。ただし、局方品の生薬については下記のとおりとなります。

㊦ 生薬： 医療用承認・・・区分 3、 一般用承認・・・区分 4

イ. 「一般用医薬品・要指導医薬品」

許可医薬品のうち、医療用医薬品以外の医薬品をいいます。

ウ. 「新薬」

許可医薬品のうち医療用医薬品として厚生労働大臣が定める医薬品であつて、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。)第 63 条第 1 項(同規則第 111 条において準用する場合を含む。)に規定する調査の義務が課せられている許可医薬品(用法若しくは用量の変更又は効能若しくは効果の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第 14 条又は第 19 条の 2 の承認が与えられている許可医薬品を除く。)又は同法第 14 条の 3 第 2 項(同法第 20 条第 1 項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 92 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 1 項(医薬品医療機器等法第 20 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による医薬品医療機器等法第 14 条又は第 19 条の 2 の承認(以下「医薬品特例承認」という。)を受けた者に対し医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和 36 年政令第 11 号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)第 28 条第 1 号に規定する措置を講ずる義務が課せられている許可医薬品。
- ② 医薬品医療機器等法第 14 条の 3 第 2 項の規定に基づき医薬品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第 28 条第 2 号に規定する措置を講ずる義務が課せられている許可医薬品。

なお、調査、報告の義務が課せられている許可医薬品とは、その出荷時点において調査、報告義務期間内にあるものをいいます。従って、年度途中に調査、報告義務の終期が到来すれば、その翌日以降は新薬とはなりません。この場合、**調査等義務の満了日までの出荷については区分 1、その翌日以降の出荷については区分**

2 又は 3 として申告してください。

また、算出内訳書に記載があるもの以外にも新薬に該当する品目がありましたら、備考欄に調査、報告義務期間を記載し、新薬(区分 1)で申告してください。

エ. 「その他」

許可医薬品のうちの医療用医薬品であって、区分 1、2 以外のものすべて(主として外用剤、人工腎臓透析用剤及び含嗽剤)

オ. 「新再生医療等製品等」

副作用救済給付に係る許可再生医療等製品であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 医薬品医療機器等法第 23 条の 26 第 1 項(同法第 23 条の 37 第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により**条件及び期限を付した同法第 23 条の 25 の承認**が与えられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品。
- ② 医薬品医療機器等法施行規則第 137 条の 43 第 1 項(同規則第 137 条の 77 において準用する場合を含む。)に規定する調査の義務が課せられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品(用法、用量若しくは使用方法の変更又は効能、効果若しくは性能の追加に係るものとして医薬品医療機器等法第 23 条の 25 又は第 23 条の 37 の承認が与えられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品を除く。)又は医薬品医療機器等法第 23 条の 28 第 2 項(同法第 23 条の 40 第 1 項 及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 92 条第 1 項 において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき医薬品医療機器等法第 23 条の 28 第 1 項(医薬品医療機器等法第 23 条の 40 第 1 項 において準用する場合を含む。)の規定による医薬品医療機器等法第 23 条の 25 又は第 23 条の 37 の承認(以下「**再生医療等製品特例承認**」という。)を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第 43 条の 30 第 1 号に規定する措置を講ずる義務が課せられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品。
- ③ 医薬品医療機器等法第 23 条の 28 第 2 項の規定に基づき再生医療等製品特例承認を受けた者に対し医薬品医療機器等法施行令第 43 条の 30 第 2 号に規定する措置を講ずる義務が課せられている副作用救済給付に係る許可再生医療等製品。

なお、調査、報告の義務が課せられている許可再生医療等製品とは、その出荷時点において調査、報告義務期間内にあるものをいいます。従って、年度途中で調査、報告義務の終期が到来すれば、その翌日以降は新再生医療等製品とはなりません。この場合、**調査等義務の満了日までの出荷については区分 5、その翌日以降の出荷については区分 6 として申告してください。**

また、算出内訳書が同封され、品目等の記載のあるものについては、区分 5 の期

間開始日及び満了日が記載されていますが、これ以外にも区分 5 に該当する品目がありましたら、備考欄に当該期間を記載し、区分 5 で申告してください。

カ. 「係数」

副作用抛出金算定基礎取引額を算定する際に使用する係数です。

(4) 医薬品コード又は承認番号

① 医薬品

個別医薬品コード(YJ コード)を医薬品コード欄に記入してください。

なお、確定していない場合には、暫定的に当該医薬品の製造販売承認書に記載されている承認番号を記入してください。

また、機構において暫定的にコードを記した品目で、個別医薬品コードが確定した場合は、個別医薬品コードに訂正してください。

② 副作用救済給付に係る再生医療等製品

承認番号を承認番号欄に記入してください。

なお、確定していない場合には、暫定的に再生医療等製品の製造販売承認書に記載されている承認番号を記入してください。

(5) 品目名(規格・単位)

ア. 前年度中に実際に出荷した許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品について、その品目ごとの販売名を記入又は訂正してください(Ⅱ12 別表 除外医薬品一覧表を除く)。

① 前年度中に新規に製造販売承認を受けた品目など、算出内訳書に記載のない品目がある場合は、それぞれの区分ごとの内訳に追加して記入してください。(出荷がない場合も記入してください。)

② 申告する品目は、自社の承認(製造販売)品目のみであり、受託製造や仕入販売のみを行っている品目は、申告の対象外です。

③ 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可も受けている方は、薬局製剤も申告の対象となりますので、品目ごとに申告してください。

④ 試供品等、対価を得ないで出荷した許可医薬品又は許可再生医療等製品については、承認を受けた品目に加算して記入しなければなりません。が、治験用の医薬品又は再生医療等製品(「製造販売後臨床試験用」、「効能、効果、性能又は使用目的」の追加の承認を目的として使用された医薬品又は再生医療等製品を含みます。)は、許可医薬品又は許可再生医療等製品に含まれないことから除外してください。

イ. 同一の販売名で、複数の医薬品コードがある場合は、規格・単位を()書きで記入してください。ただし、規格・単位が販売名に含まれている場合は不要です。

① 医療用医薬品又は許可再生医療等製品であって薬価基準収載品については、薬価基準に収載されている規格・単位を記入してください。

② 医療用医薬品又は許可再生医療等製品であって薬価基準未収載品及び一般

用医薬品については、承認された規格・単位を記入してください。

(6) 出荷数量

ア. 「(5)品目名」に記載した許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品について、その品目ごとに前述の「規格・単位」別に出荷数量を記入してください。

なお、出荷数量は、前年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)に実際に出荷した許可医薬品又は許可再生医療等製品の数量から、次に掲げるものを「返品等控除数量」欄に記載し、その返品等控除数量を除いた出荷数量を「出荷数量」欄に記入してください。ただし、返品等控除数量が出荷数量を上回る場合は、「0」を限度とします。

- ① 前年度に返品された許可医薬品又は許可再生医療等製品(その許可医薬品又は許可再生医療等製品の製造販売業者に返品されたものに限ります。)
- ② 前年度に輸出された許可医薬品又は許可再生医療等製品(その許可医薬品の製造販売業者又は許可再生医療等製品の製造販売業者から直接輸出されたもので、申告書に輸出証明書・インボイス等輸出の事実及びその数量を証する書類の写しが添付されたものに限ります。)
- ③ 前年度に予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による予防接種、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成21年法律第98号)第2条第3項に規定する新型インフルエンザ予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第28条第1項の規定による指示に基づき行う同条第3項に規定する特定接種又は一時的に帰国した本邦に居住していない者であって施行規則附則第5条各号に掲げるものに対して国が行う新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)に係る予防接種に用いられた許可医薬品又は許可再生医療等製品
- ④ 前年度に動物専用として出荷された許可医薬品又は許可再生医療等製品(「畜産用」の表示等、表示上動物のみに使用されることが明らかなものに限ります。)

イ. 前年度に承継(契約等により承認取得者の地位を引き継ぐこと。)を受けた品目については、承継者(承認取得者の地位を引き継いだ方)が出荷数量を記入し、算出内訳書の「備考」欄に承継年月日を記入してください。

ウ. (4)医薬品コード又は承認番号が同一の品目で複数の単価がある場合は、当該品目の総出荷額を算用単価で除した数を出荷数量とし(小数点以下切り捨て)、単価欄には算用単価を記入し、1行で申告します。((9)複数の単価のある品目の取扱い参照)
ただし、同一の品目であっても使用する単価の種類が2つある場合は、それぞれ1行ずつ申告してください(34 ページ参照)。

エ. 薬価基準収載の医薬品であって、薬価基準収載の規格単位と出荷した包装単位が

異なる場合、薬価基準収載の規格単位に換算した数量を記入してください。

【薬価基準収載の規格単位と出荷した包装単位が異なる品目の出荷数量の記入例】

医薬品コード	品目名	出荷した 包装単位	出荷した包装単位で 出荷した数量
2072504A1023	〇〇軟膏	15g	500 個

(当該品目の薬価)

医薬品コード	品目名	規格単位	薬価
2072504A1023	〇〇軟膏	1g	2.25 円

① 出荷した包装単位を薬価基準収載の単位で除します。

出荷した 包装単位		薬価基準収載の単位		①で算出した数
15g	÷	1g	=	15

② 出荷した包装単位に①で算出した数を乗じ、算出した出荷数量を算出内訳書に記入します。

出荷した包装単位 で出荷した数量		①で算出した数		算出内訳書に記入する出荷数量
500 個	×	15	=	7,500 個 (小数点以下切り捨て)

③ 算出内訳書には、①と②より次のように 1 行で記載します。

区分	医薬品コード	品目名	出荷※ 数量	使用する 単価の種類	単価	出荷額	備考
2	2072504A1023	〇〇軟膏	7,500	A	2.25 円	16,000 円	

※ 「出荷数量」は、②の計算で求めた出荷数量を記入します。

(7) 「使用する単価の種類」及び「単価」

以下の表の区分により、「使用する単価の種類」については同表左欄によってその使用する単価の記号(A～G)を記入し、「単価」については、前年度中(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の同表右欄によって定まる出荷時点で適用されている価格を記入してください。

(C、D、Gのいずれかに該当する場合には、A、B又はE、Fに該当する場合であっても、C、D、Gの記号を記入してください。)

単 価 の 種 類	単 価 (小数点以下第 3 位切り捨て)
I 許可医薬品	
A 薬価基準収載の医薬品	当該医薬品の薬価基準による価格
B 一般用医薬品、要指導医薬品 及び薬価基準未収載の医薬品	<u>製造販売業者における当該医薬品の 出荷価格(消費税込)に 1.5 を乗じた 価格</u>
C 薬局製造販売医薬品	当該販売価格 <u>(消費税込)</u>
D 国又は地方公共団体が購入する 際にその基準となる価格が定めら れている備蓄用ワクチン	当該価格 <u>(消費税込)</u>
II 副作用救済給付に係る許可再生医療等製品	
E 保険収載の再生医療等製品	当該再生医療等製品の基準価格
F 保険未収載の再生医療等製品	<u>製造販売業者における当該再生医療 等製品の 出荷価格(消費税込)に 1.2 を乗じた価格</u>
G 国又は地方公共団体が購入する 際にその基準となる価格が定めら れている再生医療等製品	当該価格 <u>(消費税込)</u>

(注1)「副作用抛中金」の算定に使用する単価は、「安全対策等抛中金」の算定に使用する単価と異なります。

副作用抛中金の単価は、薬価や、1.5 又は 1.2 を乗じた価格であり、「安全対策等抛中金」の製造販売業者における当該医薬品又は再生医療等製品の出荷価格(消費税込)と異なりますので注意してください。

(注2) 出荷価格等の算出に用いる消費税率は、「10%」となります。

なお、単価については次の点に留意してください。

- ① 上表左欄の「単価の種類」のBに該当する許可医薬品については、当該許可医薬品の製造販売業者が販売上用いる医薬品価格表(以下「医薬品価格表」といいます。)に掲載されているものである場合には、当該医薬品価格表に表示された仕切価格(消費税込)をその出荷価格とし、当該許可医薬品が医薬品価格表に掲載されていないもの

である場合には、当該許可医薬品の仕切価格(消費税込)をその出荷価格とします。そしてこの出荷価格に 1.5 を乗じて得た価格を単価とします。

- ② 医療用医薬品として承認された許可医薬品が、薬価基準に収載されるまでの間の単価は、当該許可医薬品の出荷価格(消費税込)に 1.5 を乗じて得たものとし、薬価基準に収載された場合には、適用日以降は当該薬価基準における価格とし、それぞれ行を分けて計上します。
- ③ 上表左欄の「単価の種類」のFに該当する許可再生医療等製品の製造販売業者が販売上用いる再生医療等製品価格表(以下「再生医療等製品価格表」といいます。)に掲載されているものである場合には、当該再生医療等製品価格表に表示された**仕切価格(消費税込)**をその出荷価格とし、当該許可再生医療等製品が再生医療等製品価格表に掲載されていないものである場合には、当該許可再生医療等製品の仕切価格(消費税込)をその出荷価格とします。そしてこの出荷価格に 1.2 を乗じて得た価格を単価とします。
- ④ 承認された許可再生医療等製品が、保険に収載されるまでの間の単価は、当該許可再生医療等製品の出荷価格(消費税込)に 1.2 を乗じて得たものとし、保険に収載された場合には、適用日以降は当該再生医療等製品の基準価格とし、それぞれ行を分けて計上します。
- ⑤ 試供品又は皮内反应用等、対価を得ないで出荷された許可医薬品又は許可再生医療等製品が薬価基準に収載されていないもの又は保険収載されていないものである場合の単価については、当該許可医薬品又は許可再生医療等製品について同一の包装単位の単価がある場合にはその単価(消費税込)を用い、同一の包装単位の単価がない場合には出荷された数量を繁用包装単位にまとめてその繁用包装単位の単価(消費税込)を用います。
- ⑥ 酒税の課せられている許可医薬品又は許可再生医療等製品の出荷価格は、当該許可医薬品又は許可再生医療等製品の税額分を含んだ仕切価格です。
- ⑦ 薬価、保険収載の基準価格又は出荷価格(消費税込)は、出荷時点で適用されている価格を用います。
- ⑧ 単価は、小数点以下第 2 位 (**第 3 位以下切り捨て**)まで記入してください。

(8) 出荷額

品目ごとの出荷数量に単価を乗じて算出してください。**1,000 円未満の端数は切り捨て**てください。

品目ごとの出荷額を算出した後、許可医薬品又は許可再生医療等製品の区分ごとの小計を記入し、最後にそれらの合計を記入してください。

(9) 複数の単価のある品目の取扱い

一承認で複数の単価のある品目(例えば、同一販売名・承認番号で、包装の単位によって単価が異なる一般用医薬品や、同一包装において仕切価格が複数ある場合)については、**総出荷額を繁用単価で除した数を出荷数量とし(小数点以下切り捨て)、単価**

欄には繁多単価を記載し、1行で申告します。

ただし、使用する単価の種類が2つある場合(年度途中に薬価基準に収載された品目、あるいは再生医療等製品であって保険の収載と未収載がある品目等)については使用する単価の種類毎に1行(品目としては2行)にまとめて申告します。

【同時期に複数の単価のある品目(一般用医薬品)の申告例】

区分	医薬品コード	品目名	包装単位	仕切価格	出荷数量
4	2072404A1023	〇〇胃腸薬	25 包	150 円	635 個
4	同上	同上	50 包	295 円	1,255 個
4	同上	同上	100 包	573 円	920 個

① 当該品目の総出荷額を算出します。

※ 単価: 仕切価格×消費税 10%×1.5 (小数点以下第3位切り捨て)

品目名	包装単位	単価 ※	×	出荷数量	=	出荷額
〇〇胃腸薬	25 包	247.50 円		635 個		157,162 円
同上	50 包	486.75 円		1,255 個		610,871 円
同上	100 包	945.45 円		920 個		869,814 円
				合計		1,637,847 円

② 次に、総出荷額(①の出荷額の合計 1,637,847 円)を繁多包装単位の単価(①の出荷数量が最も多い単価 486.75 円)で除して、出荷数量を算出します。

総出荷額	繁多単価	出荷数量
1,637,847 円	÷ 486.75 円	= 3,364 個 (小数点以下切り捨て)

③ 算出内訳書には、①と②より次のように 1行で記載します。

区分	医薬品コード	品目名	出荷数量 ^{※1}	使用する単価の種類	単価 ^{※2}	出荷額 ^{※3}	備考
4	2072404A1023	〇〇胃腸薬	3,364	B	486.75 円	1,637,000 円	

※1 「出荷数量」は、②の計算で求めた出荷数量を記入します。

※2 「単価」は、繁多包装単位の単価(①の出荷数量が最も多い単価)を記入します。

※3 「出荷額」は、総出荷額(①の出荷額の合計)の 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額を記入します。

【年度途中に、使用する単価の種類に変更があった場合の申告例】

算出内訳書には、使用する単価の種類毎に各々を **1 行ずつ(品目として2行)**に記載します。

区分	医薬品コード	品目名	出荷数量	使用する単価の種類	単価	出荷額	備考
2	2072404A1024	〇〇錠	3,364	B	477.90 円	1,607,000 円	
2	2072404A1024	〇〇錠	1,229	A	377.80 円	464,000 円	薬価収載 2024.08.01

【年度途中に、区分に変更があった場合の申告例】

算出内訳書には、**区分毎**に記載します。

区分	医薬品コード	品目名	出荷数量	使用する単価の種類	単価	出荷額	備考
1	2072404A1025	〇〇錠	3,364	A	477.90 円	1,607,000 円	2017.07.01 2024.06.30

区分	医薬品コード	品目名	出荷数量	使用する単価の種類	単価	出荷額	備考
2	2072404A1025	〇〇錠	1,229	A	377.80 円	464,000 円	2024.07.01～

【年度途中に、単価のみ改定された場合の記載方法】

算出内訳書には、**改定前及び改定後を 1 行ずつ**記載します。

区分	医薬品コード	品目名	出荷数量	使用する単価の種類	単価	出荷額	備考
2	2072404A1026	〇〇錠	3,364	A	477.90 円	1,607,000 円	2024.10.01
			1,229	A	377.80 円	464,000 円	価格改定

※1 上の行を改定前、下の行を改定後としてください。

※2 副作用抛出金の B 単価及び F 単価の場合にご提出いただく仕切価格表は、改定前及び改定後の仕切価格がそれぞれ分かるように記載してください。

(10) 返品等控除数量

(6) 出荷数量 ア. の通り、実際の出荷数量から、次に掲げるものを控除した場合は、返品等の別と控除する数量を「返品等控除数量」欄に記入してください。

- ① **返品**： 前年度に返品された許可医薬品又は許可再生医療等製品（その許可医薬品又は許可再生医療等製品の製造販売業者に返品されたものに限り。）
- ② **輸出**： 前年度に輸出された許可医薬品又は許可再生医療等製品（その許可医薬品又は許可再生医療等製品の製造販売業者から直接輸出されたもので、申告書に輸出証明書、インボイス等輸出の事実及びその数量を証する書類の写しが添付されたものに限り。）
- ③ **予防接種**： 前年度に予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定による予防接

種、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法(平成 21 年法律第 98 号)第2条第3項に規定する新型インフルエンザ予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 28 条第1項の規定による指示に基づき行う同条第3項に規定する特定接種又は一時的に帰国した本邦に居住していない者であって施行規則附則第5条各号に掲げるものに対して国が行う新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る予防接種に用いられた許可医薬品又は許可再生医療等製品

- ④ **動物専用**：前年度に動物専用として出荷された許可医薬品又は許可再生医療等製品(「畜産用」の表示等、表示上動物のみ使用されることが明らかなものに限り、)。

(11) 備考欄

次に掲げるものを、「備考」欄に記入してください。

- ① **承認整理届又は品目廃止届を提出**した品目は、朱書きの 2 本線で削除し、「**承認整理〇年〇月〇日**」又は「**品目廃止〇年〇月〇日**」と記入してください。
- ② **年度途中で承継**(契約等により承認取得者の地位を引き継ぐこと)をした場合は、「**承継〇年〇月〇日**」と記入してください。
- ③ **除外医薬品が記載されている場合は、朱書きの 2 本線で削除し、その旨を備考欄に記入してください。**
- ④ **年度途中で単価に変更**があった場合は、それぞれの単価別に 1 行ずつ記入するとともに、「**価格改定〇年〇月〇日**」と記入してください。

- (12) すべての記載が終わりましたら、算出内訳書の枚数を確認し、全枚数とその何枚目かを、右上の枠内に記入してください。

(13) その他

記載を誤ったときは、2 本線で抹消し、その行の上部の余白に正しく記入してください。

4 副作用拠出金算定基礎取引額算出内訳書の記載例

※ 算出内訳書は、出荷実績がない場合や、承認品目を持たない場合も、その旨を記載のうえ提出してください。

〇〇〇〇年度 副作用拠出金算定基礎取引額算出内訳書

業 者 番 号
〇〇〇〇〇〇

製造販売業者の氏名又は名称
〇〇製薬株式会社

31ページで示した単価の種類を記入してください。

除外医薬品が記載されている場合は、朱書きの2本線で削除し、その旨を備考欄に記入してください。

算出内訳書の全枚数と、何枚目(通し番号)かを記入してください。

(全枚数 2 のうち 1 枚目)

25ページで示した区分を記入してください。
前年度に新規承認された医療用医薬品は、全て区分1に印字されていますので、新薬以外は区分2又は3に訂正してください。

医療用医薬品は、個別医薬品コード(YJコード)を記入してください。

局方の生薬の場合、
・医療用承認：区分3、A単価
・一般用承認：区分4、B単価

医薬品コードが確定していない場合は、承認番号を記入してください。

算出内訳書に印字されていない品目(国・地方承認ともに)がある場合は、出荷がない場合も、区分ごとに品目名を追記してください。
※ 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可も受けている場合は、薬局製剤も申告の対象です。
【薬局製剤：区分4、C単価(当該販売価格(税込))】

一承認、同一の医薬品コードで、単価が複数ある品目は、それぞれの単価×数量で算出した出荷額の総合計を、繁用の単価で除した数を出荷数量として記載してください(端数切り捨て)。
単価欄には繁用の単価を記載し、1行で申告します。

B単価 = 製販業者の出荷価格(消費税込) × 1.5
※ 小数点以下第3位切り捨て(四捨五入ではありません)
※ 卸業者や販売会社の出荷価格ではありません。
※ 安全対策等拠出金は、使用する単価が異なりますので、ご注意ください。

出荷額は、1,000円未満切り捨て(四捨五入ではありません)

価格改定があった場合は、改定前後の出荷数量等をそれぞれ記入し、算出してください。

許可医薬品等の区分	医薬品コード	品目名(規格・単位)	出 荷 数 量	使用する単価の種類	②の単価 小数点以下第3位切り捨て	出 荷 額 1,000円未満切り捨て	返品等控除数量	備 考
1	2171404F1026	アイエオ錠10mg	2104000	A	36.00	75744000		2014.10.01 2024.09.30 除外医薬品別表I-51
1	4223002M2020	カキタケ注200mg		A	1,500.00			
		小 計				75744000		
2	2129402A1023	サシスセソ注(100mg1管)	3199680	A	250.00	79992000		
2	2129402A2045	サシスセソ注(200mg1管)	799890	A	500.00	39994500		
2	2171404F1026	アイエオ錠10mg	9868840	A	36.00	355278000		2024.10.1～
		小 計				1555143000		
3	5100032X1011	カッコン カッコンM	559040	A	21.70	12131000	輸出 100,000-	
		小 計				12131000		
4	2710405D2038	タチツツ錠						2025.2.1 承認整理
4	263N51A10040	ナニヌネノ顆粒	2145700	B	18.00	38622000	返品 50,000-	
4	317C39A10018	ハヒフヘホ細粒	10400000	B	19.40	201760000		2024.9.1 承 継
4	2313APZ07777	マミムメモ軟膏	12600000	B	20.00	252000000		2024.9.1 価格改定
		小 計	54000000	B	17.90	96660000		
		合 計				589042000		
						223206000		

(副作用拠出金申告・納付の手引をよく読んで記入してください。なお、自社分はコピーをとって保管してください。)

26ページで示した新薬は、その報告等義務期間の翌日以降は区分2又は3で申告してください。

輸出分を控除する場合は、輸出証明書・インボイス等の写しを添付してください(製販業者から直接輸出したものに限り)。)

承認整理した品目が記載されている場合は、朱書きの2本線で削除し、備考欄に承認整理年月日を記入してください。

返品等控除数量が出荷数量を上回る場合は、出荷数量はゼロとなります。

この手引について、ご不明な点がありましたら、下記担当課まで、ご遠慮なくお問い合わせください。

なお、「間違い電話」、「間違い FAX」が多発しております。お問い合わせの際は「0」発信の有無を含め電話番号、FAX 番号をよくお確かめください。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)

健康被害救済部 抛出金課

電話(直通): 03-3506-9412

FAX: 03-3506-9439

e-mail: kyoshutsukinka@pmda.go.jp

ホームページ: <https://www.pmda.go.jp/>